

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第 1 項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年 6 月29日
【事業年度】	第13期（自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日）
【会社名】	株式会社LITALICO
【英訳名】	LITALICO Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長谷川 敦弥
【本店の所在の場所】	東京都目黒区上目黒二丁目 1 番 1 号
【電話番号】	03-5704-7355（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 坂本 祥二
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区上目黒二丁目 1 番 1 号
【電話番号】	03-5704-7355（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 坂本 祥二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

第一部【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第 9 期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成26年 3 月	平成27年 3 月	平成28年 3 月	平成29年 3 月	平成30年 3 月
売上高 (千円)	4,211,805	5,528,727	7,264,219	8,729,693	10,386,196
経常利益 (千円)	170,775	306,771	533,804	650,891	777,182
当期純利益 (千円)	84,133	191,300	298,855	419,095	500,360
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	76,125	76,125	329,687	334,268	348,998
発行済株式総数 (株)	1,280	1,280	8,260,700	17,385,400	17,517,400
純資産 (千円)	311,700	502,782	1,308,303	1,738,835	2,271,646
総資産 (千円)	2,241,278	2,594,897	3,613,414	4,144,242	5,527,610
1株当たり純資産 (円)	20.29	32.73	79.19	100.02	129.35
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益 (円)	5.83	12.45	19.41	24.17	28.67
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	-	-	18.00	23.61	28.14
自己資本比率 (%)	13.9	19.4	36.2	41.9	41.0
自己資本利益率 (%)	33.6	47.0	33.0	27.5	25.0
株価収益率 (倍)	-	-	61.77	76.33	61.10
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	122,576	170,021	527,248	421,328	628,055
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	160,155	109,586	457,488	900,638	1,147,943
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	47,645	97,164	370,307	125,377	685,428
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	578,277	541,547	981,615	627,682	793,223
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	745	964	1,017 (253)	1,198 (427)	1,453 (472)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 当社は配当を行っておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向については、それぞれ記載しておりません。

5. 第9期及び第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

6. 第9期及び第10期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

7. 従業員は就業人員であり、平均臨時雇用者数(アルバイトを含む。)は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。なお、第9期及び第10期については、臨時従業員数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

- 8 . 当社は、平成27年12月31日付で株式 1 株につき6,000株の割合で株式分割を行っております。また、平成28年 9 月 6 日付で株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。第 9 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、 1 株当たり純資産、 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益を算定しております。

2【沿革】

年月	概要
平成17年12月	障害者の就労促進を目的に宮城県仙台市宮城野区に株式会社イデアルキャリアを設立（資本金2,000万円）。
平成17年12月	首都圏における営業拠点として東京支店（東京都新宿区）開設。
平成18年 1 月	自社雇用した障害者によるBP0事業（事務アウトソーシング事業）開始。
平成18年 7 月	障害者求人専門の有料職業紹介事業開始。
平成18年 8 月	株式会社ウイングルに商号変更。
平成18年10月	障害者雇用環境整備が必要な企業に、管理者を派遣するための一般労働者派遣事業開始。
平成19年 2 月	地方に首都圏企業のサテライトオフィスを設け、そこで障害者を雇用する障害者雇用支援事業開始。
平成20年 2 月	就労移行支援事業（障害者への職業訓練事業）を運営する100%子会社である株式会社ウイングル・ヒューマンサポート設立（資本金150万円）。
平成20年 3 月	就労移行支援事業開始。
平成21年 8 月	東京都千代田区に東京支店移転、東京支店に本社機能を移転。
平成22年 5 月	100%子会社株式会社ウイングル・ヒューマンサポートを吸収合併。
平成23年 2 月	東京都港区に本社機能を移転。
平成23年 6 月	東京都目黒区に学習塾Leaf中目黒校（現LITALICOジュニア中目黒教室）を開設し、学習教室事業を開始。
平成23年10月	東京都目黒区にLeafジュニア中目黒教室（現LITALICOジュニア中目黒教室）を開設し、児童発達支援事業を開始。
平成24年 4 月	教育事業に従事する人材育成を目的に研修センターを東京都目黒区に開設（現在は本社内に配置）。
平成24年 6 月	BP0事業をイー・ガーディアン株式会社へ譲渡。
平成24年 6 月	就労移行支援に従事する人材育成を目的に研修センターを東京都大田区に開設（現在は本社内に配置）。
平成25年 6 月	特定相談支援事業開始。
平成25年12月	現在地（東京都目黒区上目黒）に本社機能を移転。
平成26年 4 月	東京都渋谷区にQremo渋谷校（現LITALICOワンダー渋谷）を開設し、Qremo（現LITALICOワンダー）事業を開始。
平成26年 6 月	株式会社LITALICOに商号変更し、登記上の本店所在地を東京都目黒区に移転。
平成27年 4 月	子育て情報サイトConobieをオープン。
平成27年12月	神奈川県川崎市川崎区にLeaf川崎砂子教室（現LITALICOジュニア川崎砂子教室）を開設し、放課後等デイサービス事業を開始。
平成28年 1 月	発達障害のある子どもや発達が気になる子どもを持つご家族を対象とするポータルサイトLITALICO発達ナビをオープン。
平成28年 3 月	東京証券取引所マザーズに株式を上場。
平成28年 8 月	サービスブランドをLITALICOに統一。就労移行支援事業であるウイングルをLITALICOワークス。児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、学習教室事業であるLeafをLITALICOジュニア。IT×ものづくり教室であるQremoをLITALICOワンダーへと変更。
平成29年 3 月	東京証券取引所市場第一部に株式を上場。
平成29年12月	100%子会社株式会社LITALICOライフを設立。
平成30年 3 月	働くことに障害のある方を対象とする就職情報ポータルサイトLITALICO仕事ナビをオープン。

3【事業の内容】

当社は設立以来「障害のない社会をつくる」というビジョンのもとで、社会課題を解決するための事業を運営しております。

働くことに障害のある方への就労支援サービスである「LITALICOワークス事業」、子ども一人ひとりの個性に合わせた学びを提供する幼児教室・学習教室である「LITALICOジュニア事業」、及び「その他」（子どもの創造性を育むためのIT×ものづくり教室である「LITALICOワンダー事業」、障害のある子どものご家族向けのライフプラン作成支援サービスである「LITALICOライフプランニング事業」、発達に気になる子どもを持つご家族向けのポータルサイトLITALICO発達ナビを提供する「LITALICO発達ナビ事業」、働くことに障害のある方向けの就職情報ポータルサイトLITALICO仕事ナビを提供する「LITALICO仕事ナビ事業」、子育てに関する情報メディアConobieを提供する「Conobie事業」）を展開しております。

内閣府「障害者白書」（平成27年）によると、日本における障害者数は787.9万人（うち、身体障害者393.7万人（人口千人当たり31人）、知的障害者74.1万人（同6人）、精神障害（用語解説）者320.1万人（同25人））であり、およそ国民の6％が何らかの障害を有していることになります。

また、文部科学省「通級による指導実施状況調査結果について」（平成28年）によると、通級による指導（用語解説）を受けている児童生徒数の推移は、平成5年12,259人から平成28年98,311人に増加しております。

このような状況をうけ、一人ひとりの可能性が最大化され、生きづらさを解消するための問題解決を、以下の事業を通じて実現しています。

当社のセグメント区分と事業・サービスは下記のとおりです。

セグメント区分	主な顧客	事業	概要
LITALICO ワークス事業	精神障害を中心とした障害者の方々	就労移行支援事業（公費）	就職するための訓練・就職活動支援の実施、就職後の定着支援。
		特定相談支援事業（公費）	障害福祉サービスを利用するための利用計画の作成、利用計画に基づくモニタリングの実施。
LITALICO ジュニア事業	発達障害の子どもを中心とした未就学児・小学生・中高生	児童発達支援事業（公費）	行政（市区町村）によってサービス受給者証（用語解説）を発行された未就学児を対象に、学習面・行動面・コミュニケーション面等の指導の実施。
		放課後等デイサービス事業（公費）	行政（市区町村）によってサービス受給者証を発行された学齢期の児童を対象に、学習面・行動面・コミュニケーション面等の指導の実施。
		学習教室事業	サービス受給者証を発行されていない未就学児・小学生・中高生を対象に、学習面・行動面・コミュニケーション面等の指導の実施。
その他	未就学児（主に年長）・小学生・中高生全般	LITALICOワンダー事業	プログラミング、ロボット、3Dプリンターを活用したデジタルファブリケーション等、最先端のデジタルものづくりを通じた教育の提供。
	障害のある子どものご家族	LITALICOライフプランニング事業	ライフプランの作成支援サービス。作成の中で財務シミュレーションと家計の見直しも行い、必要に応じて保険の見直し販売を実施。
	発達障害の子どものご家族	LITALICO発達ナビ事業	発達障害（用語解説）のある子どもや発達に気になる子どもを持つご家族を対象とするポータルサイト。ユーザー同士が質問し合えるSNS機能や、地域の施設情報の口コミ掲載、療育事例の提供、その他発達障害のある子どもの子育てに関する情報の提供。
	就労を目指す障害のある方	LITALICO仕事ナビ事業	働くことに障害のある方を対象とする就職情報ポータルサイト。地域の就労支援施設が検索できる機能や、就職に関する情報を提供。
	子育て中のご家族	Conobie事業	子育てにおける体験談や日々の生活に役立つ情報をコラム記事として配信。また、産婦人科医や助産師といった専門家によるコラムや、編集部による企画取材記事も提供。

（注）１．上記セグメント区分は、「第５ 経理の状況 １ 財務諸表等（１）財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

- ２．当社において、国民健康保険団体連合会等の行政から報酬を得る事業を公費事業(公費)と定めております。その他の事業は国民健康保険団体連合会等の行政から報酬を得ない私費事業となります。

当社の拠点数の推移は下記のとおりです。

	LITALICOワークス事業		LITALICOジュニア事業			LITALICO ワンダー事業	拠点数 合計 (拠点)
	就労移行 支援事業	特定相談 支援事業	児童発達 支援事業	放課後等 デイサー ビス事業	学習教室 事業		
平成24年３月末	34	-	4	-	1	-	39
平成25年３月末	37	-	15	-	5	-	57
平成26年３月末	38	-	22	-	13	-	73
平成27年３月末	44	-	30	-	16	2	92
平成28年３月末	53	2	39	3	17	4	118
平成29年３月末	59	2	45	15	16	5	142
平成30年３月末	66	6	54	30	14	9	179

地域別では、平成30年３月末時点、北海道地方３拠点、東北地方２拠点、関東地方118拠点、中部地方12拠点、近畿地方33拠点、中国地方４拠点、九州地方７拠点となっております。

(1) LITALICOワークス事業

LITALICOワークス事業は、就労移行支援事業と特定相談支援事業の2つの事業から構成されております。

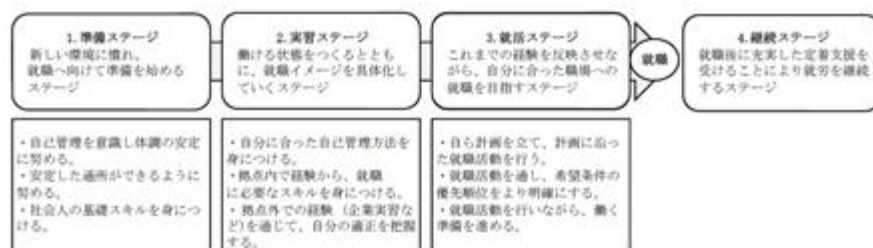
就労移行支援事業

当事業は、当社の運営する就労移行支援事業所において、行政（市区町村）によって障害福祉サービス受給者証を発行された65歳未満の障害者に対して、就労移行支援を行う事業です。

当社の運営する就労移行支援のサービス内容は、就労を目指す65歳未満の障害者（以下、顧客という）を対象にしたコミュニケーション訓練、PCスキルを向上するための訓練、職場実習等の職業訓練等であり、これらを実施することで、顧客の適性と希望職種のマッチング、応募先企業の開拓や選定時のサポートを行います。また、企業を選定した後は、模擬面接等の面接訓練も行い、さらに就職後は定着の支援まで行います。当事業年度末時点における当社の運営する就労移行支援事業所の顧客の62.0%は精神障害のある方となっております。

就労移行支援事業所には、障害者総合支援法により一定数のサービス管理責任者や職業指導員等の人員配置が定められております。

当社の運営する就労移行支援事業所のサービスの流れは以下のとおりです。



就労移行支援事業の特徴は以下のとおりです。

a. 就職実績

積極的な求人開拓と書類添削や模擬面接、面接同行などの就活支援を実施してLITALICOワークス事業を利用した方々の就職先は1,000社以上にのぼり、創業以来、当事業年度末時点において就職者数は6,032名になります。また、当事業年度末時点の就職6ヶ月後の定着率は86.1%となりました。

b. 長く働くための充実したカリキュラム

電話対応、ビジネスコミュニケーション、ストレス対処法など豊富な実践的プログラムやPC訓練にとどまらず、「長く安心して働きたい。」顧客のそんな気持ちに応える就労支援サービスを提供しております。自分にあった就職をすることと、ひとりで抱え込まないことなど、「どう働きたいか」「自分らしく働く」を大切に、カリキュラムを構成しています。

c. 顧客に即した支援サービスを提供するための採用と育成体制

入社時に知識として、「就労移行支援の理解」「障害に関する知識の習得」「支援方法の理解」を学びます。その後の6ヶ月間、事業所での実践を踏まえて、知識がスキルとして定着するようフォローアップ研修を行っています。研修は単なる座学の提供にとどまらず、テストによる理解度確認や、ロールプレイを通して実践的な理解を促進するなど、支援で求められる知識とスキルを身につけられる内容になっています。

また、スキルアップとして社内で設けている等級制度に則り、スキルアップしていくための研修を実施しています。障害のある方に対しての支援スキルのみならず、雇用側の企業に対してのアプローチ方法や、各種社会資源と連携しながら地域での支援をコーディネートしていくソーシャルワークなど、就労支援における一連の業務を正しく理解、実践していることを、知識の埋め込みだけでなくプレゼンやロールプレイ、さらには実地でのスーパーバイズも交え、実践を重視した研修を行っています。

d. 職場定着支援

就職者と就職先企業双方へアプローチを行い、就職者の継続的な就労を支援しております。具体的には、企業と就職者との三者面談や企業との二者面談、就職者との二者面談を行い、就職先での活躍と定着を支援しております。

特定相談支援事業

当事業は、当社の運営する相談支援センターにおいて基本相談支援と計画相談支援を行うサービスです。障害福祉サービスを利用する前に、障害のある方に適した「サービス等利用計画」を作成し、利用計画を作成した後も定期的に障害福祉サービスの利用状況などをモニタリングして、変更が必要な場合には利用計画の改善を行う事業です。相談支援センターには、障害者総合支援法により一定数の相談支援専門員等の人員配置が定められております。

(2) LITALICOジュニア事業

LITALICOジュニア事業は、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、学習教室事業の3つの事業から構成されております。全事業ともに以下の特徴を有しております。

a. 個別最適で多様性を持つ教育

児童一人ひとりの発達段階に沿った指導計画を用いることで、児童が持つ多様な可能性を拓ける個別最適な指導の実践を行っております。小さな成功体験を繰り返し積むことで、児童が徐々に目標に到達できるように指導計画を工夫しております。また、年齢や、健常児か障害児かでクラス分けせずに、多様な児童を同一環境で教育し、自尊心や社会性を育成するインクルーシブ教育（用語解説）を実施することで、幼い頃からコミュニケーション能力を習得することを目指しております。

b. 保護者・地域社会とのコミュニケーションの充実

児童に対する教育は、教室の中だけではなく家庭においても重要でありますので、保護者が教室内での授業を、外からモニターで見学できるITシステムを導入し、保護者に対して授業内容のフィードバックや教育ノウハウの個別アドバイスも実施しております。また、家庭だけではなく児童が生活する地域社会への働きかけも重視しており、保育園、幼稚園や医療機関と連携した指導計画の策定を行っております。このように、児童とその家庭だけではなく、地域社会そのものへの働きかけを行うことも特徴の一つです。

c. 教室スタッフの専門性

教室スタッフには、健常児だけの教室や、障害児だけの教室のスタッフにはない教育スキルや、保護者とのコミュニケーション能力が必要となりますので、それを可能とする教室スタッフの採用や育成に注力しております。採用においては、実務経験の有無だけでなく、高度なコミュニケーション能力を備えているか、児童の成長により良い影響を与えられる人材であるか、といった側面も重視して選考しております。育成においては専門の研修部門を設立しており、新入スタッフは入社時に1ヶ月間の研修を受けております。また研修部門では、既存スタッフの能力練磨も担っており、人事制度と連携させることでスタッフの成長意欲を亢進させております。研修部門の講師には国内外から有識者、経験者を集り、体系的な学問に基づく独自の教育体系を構築しております。

d. 教室の内装と立地

児童や保護者が教室に通うことへの抵抗感を減らし、楽しんで通いたくなる教室を目指して、所謂「施設」のイメージではなく遊び心のあるポップな家具や内装にしております。教室の出店は沿線・地域に沿ってドミナント展開することで、保護者間の口コミや関係機関との信頼構築にも有利に働いており、新規出店時の顧客獲得も容易となるなど、新規出店後数ヶ月を待たずに定員に達する傾向にあります。

児童発達支援事業

当事業は、当社の運営する教室において、行政（市区町村）によってサービス受給者証を発行された発達障害がある未就学児を中心に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を提供する事業です。児童発達支援事業には、児童福祉法により一定数の児童発達支援管理責任者や指導員等の人員配置が定められております。

放課後等デイサービス事業

当事業は、当社の運営する教室において、行政（市区町村）によってサービス受給者証を発行された発達障害がある学齢期の児童を中心に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を提供する事業です。放課後等デイサービス事業には、児童福祉法により一定数の児童発達支援管理責任者や指導員等の人員配置が定められております。

学習教室事業

当事業は、公費事業である児童発達支援事業または、放課後等デイサービス事業の対象外（サービス受給者証未発行者）となる発達障害がある、もしくは、発達障害の可能性のある児童を中心に、生活に必要な力となる身辺自立やコミュニケーションスキルの体得、基礎的な力となる読み書きや、集団行動スキルの体得支援等の教育サービスを提供しております。学習教室事業は、法律に基づく公費サービスではないため、人員配置の定めはございません。

(3) その他

LITALICOワンダー事業

当事業は、未就学児(主に年長)から高校生まで幅広い年代の子どもたちを対象に、プログラミングやロボット、3Dプリンターを活用したデジタルファブリケーション、デザインなど、最先端のデジタルものづくりを通じた教育を提供する事業です。

当事業の特徴は、プログラミング・ロボット開発など「IT×ものづくり」を通して、子どもの興味・関心をベースとした自主的な学びを引き出し、子どもたちの考える力、作る力、伝える力を育みます。

LITALICOライフプランニング事業

当事業は、障害のある子どもを持つご家族を対象に、ライフプランの作成を支援するサービスです。障害分野の専門性を活かして、障害のある子どもならではの進路、就労等の相談に乗りながらライフプランの作成を支援します。また、ファイナンスの専門性を活かして、プラン実現のための財務シミュレーションや家計の見直しをサポート、必要がある場合は保険の見直し販売を行います。

LITALICO発達ナビ事業

当事業は、発達障害の子どもや発達が気になる子どものご家族を対象とするポータルサイト『LITALICO発達ナビ』を通して、サイトユーザーに向けてユーザー同士が質問し合えるSNS機能や、地域の施設情報の口コミ情報、療育事例、その他発達障害のある子どもの子育てに関する情報を提供しております。

また、障害児を対象とした障害福祉サービスの事業所(児童発達支援、放課後等デイサービス)に向けて、『LITALICO発達ナビ』上に施設情報を掲出し、サイトユーザーからの問い合わせが獲得できるサービスと、『LITALICO発達ナビ』上に施設の求人情報を掲出し、サイトユーザーからの求人応募が獲得できる、採用支援サービスを提供しております。

LITALICO仕事ナビ事業

当事業は、働くことに障害のある方を対象とする就職情報ポータルサイト『LITALICO仕事ナビ』を通して、サイトユーザーに向けて地域の就労支援施設が検索できる機能や、就職に関する情報を提供しております。

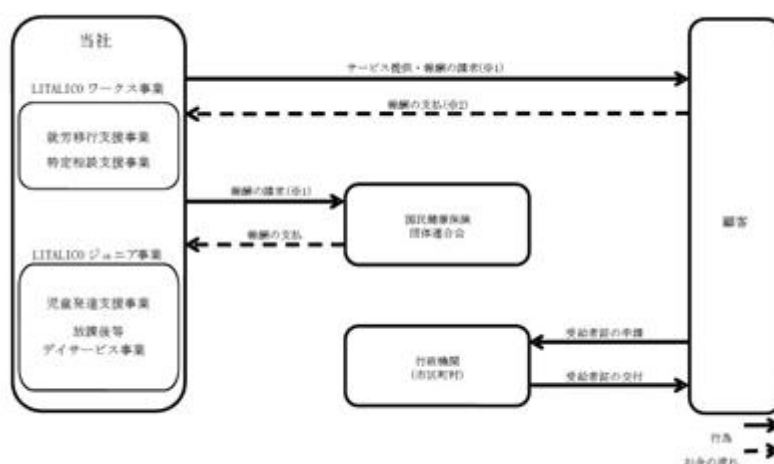
また、障害者の就労を支援する障害福祉サービスの事業所(就労継続支援A/B型、就労移行支援)に向けて、『LITALICO仕事ナビ』上に施設情報を掲出し、サイトユーザーからの問い合わせが獲得できるサービスを提供しております。

Conobie事業

子育て中のご家族向けに記事を提供するメディアです。子育てにおける体験談や日々の生活に役立つ情報をコラム記事として配信。また、産婦人科医や助産師といった専門家によるコラムや、編集部による企画取材記事も提供いたします。

当社の事業系統図は以下のとおりになります。

<店舗サービス 公費事業>



1 報酬の計算方法は以下のとおりです。

顧客人数(注1)×単価(注2)=報酬額

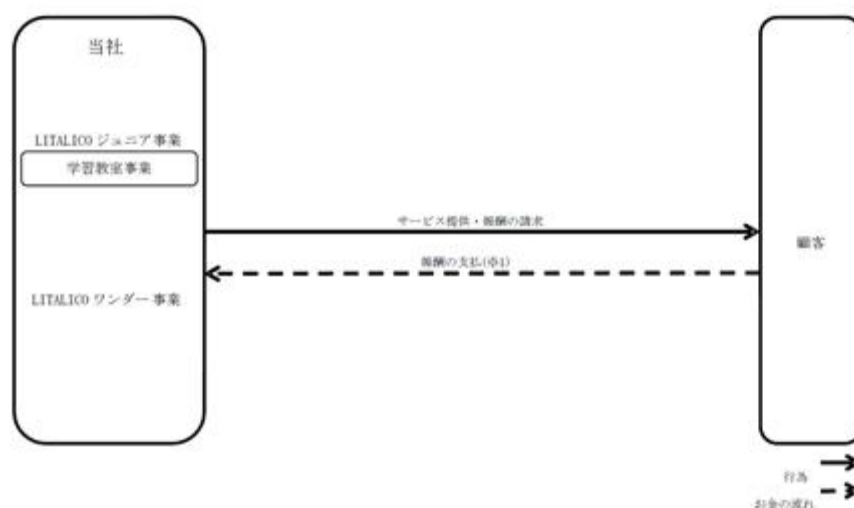
(注1) 顧客人数は上限となる定員数が定められております。

(注2) 当社における標準的な単価は以下のとおりです。

(基本報酬単価+各種加算)×(1+処遇改善加算)×地区単位

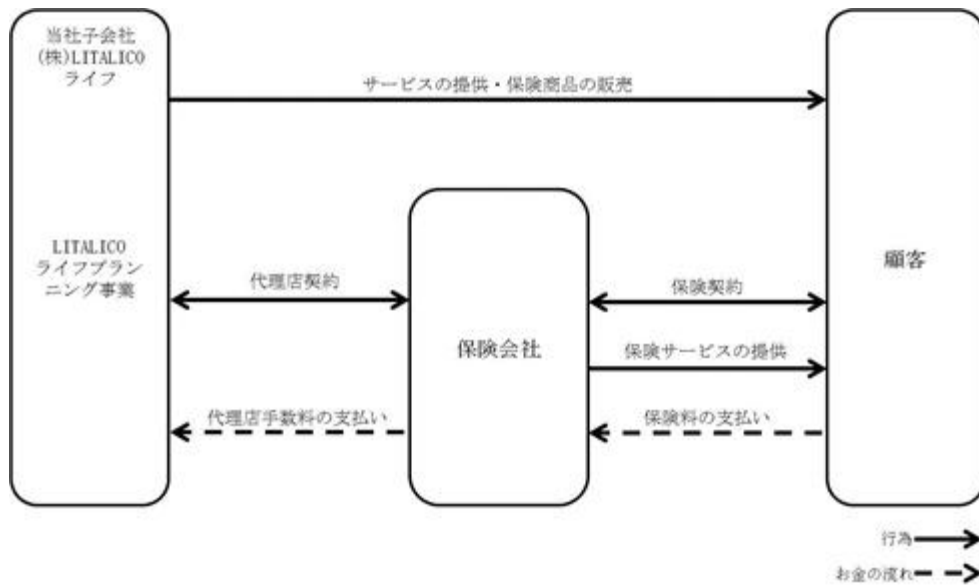
2 顧客当人の自己負担分は10%となっております。ただし、所得水準に応じて支払（自己負担）を免除される顧客（保護者）が存在し、当社のLITALICOワークス事業における実績では、9割以上の方に自己負担なくご利用いただいております。

<店舗サービス 私費事業>

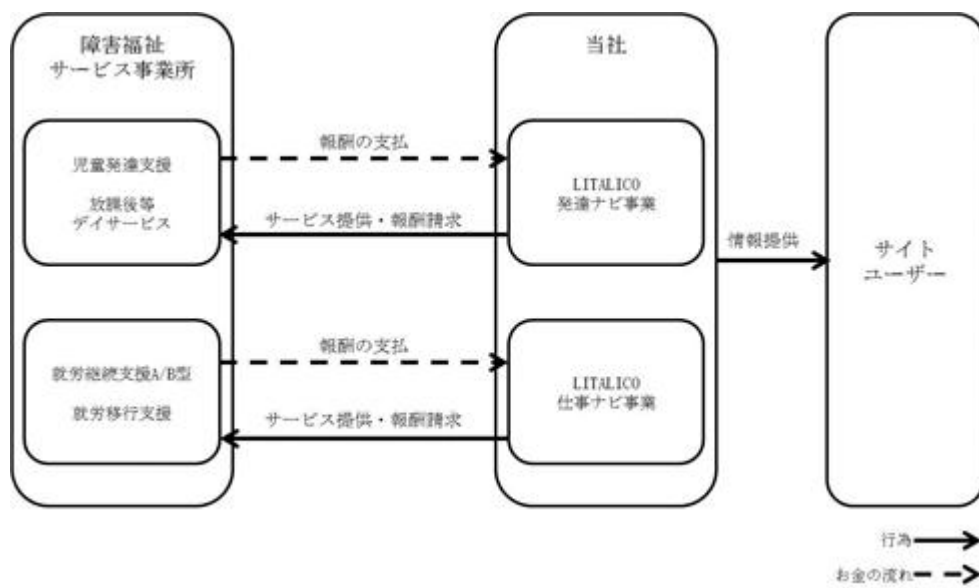


1 料金は全額自己負担（保護者負担）となっており、コンビニエンスストア決済もしくは銀行口座引き落としとなります。

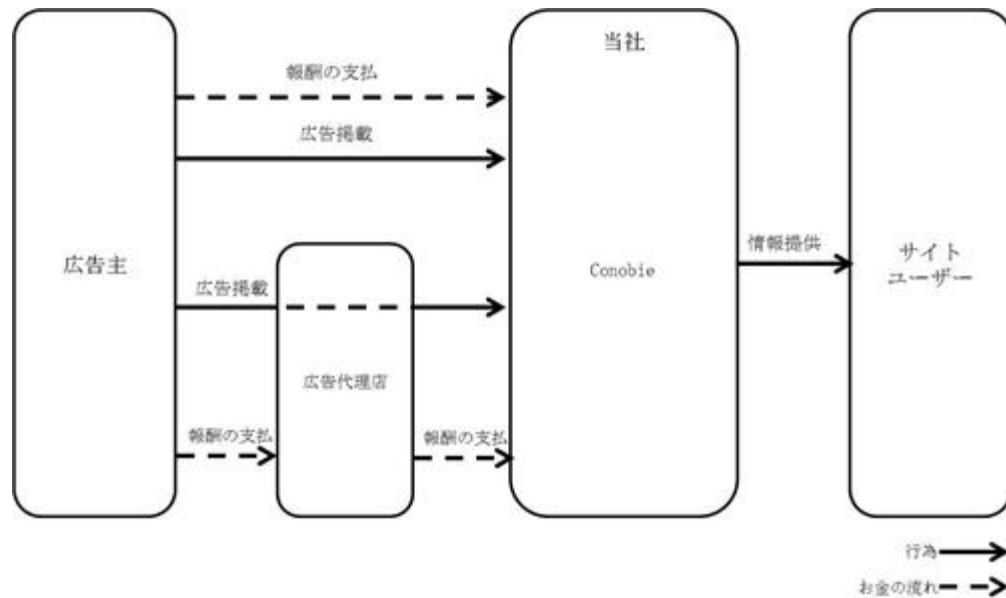
< LITALICOライフプランニング事業 >



< LITALICO発達ナビ事業/LITALICO仕事ナビ事業 >



< Conobie事業 >



< 用語解説 >

番号	用語	意味・内容
	精神障害	統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、精神病質その他の精神疾患等を有する者をいう。
	通級による指導	小学校、中学校の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒を対象として、その障害の状態に応じ個別指導を中心とした特別の指導を通級指導教室という特別な指導の場で行うもの。
	サービス受給者証	正式名称は障害福祉サービス受給者証。障害福祉サービスを利用する際、必要になる証明書。住所のある市区町村に申請して交付を受ける。
	発達障害	発達障害とは先天的な様々な要因によって、主に乳児期から幼児期にかけてその特性が現れる発達遅延であり、自閉症スペクトラム(ASD)や学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)等の種類がある。
	インクルーシブ教育	インクルーシブ教育とは、障害のあるなしにかかわらず、誰もがそれぞれに特性をもち、誰もが違うことを前提とした、すべての子どもたちに開かれた包括的な教育を指す。

< 当社に関連する主な法律 >

年度	法律	関連する事業
平成18年度	障害者自立支援法（施行） 生活支援の分野においては、就労支援の強化や地域移行の推進を図ることを目指して、平成18年に「障害者自立支援法」が施行され、福祉サービス体系の再編など、障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービス提供体制の強化等を図り、同法の施行後、法の定着を図るため、激変緩和のために累次の対策を講じ、利用者負担の軽減や事業者の経営基盤の強化などを行った。	LITALICOワークス事業
平成19年度	学校教育法等一部改正等（改正） 教育・育成の分野においては、障害のある幼児児童生徒の一人一人の教育的ニーズに柔軟に対応し、適切な指導及び支援を行うため、従来の盲・聾・養護学校の制度を特別支援学校の制度に転換すること等を内容とする「学校教育法等の一部を改正する法律」が平成18年6月に成立し、平成19年4月から施行された。平成18年12月には、「教育基本法」が全面的に改正され、同月から施行され障害のある幼児児童生徒についても、その障害の状態に応じ十分な教育を受けられるよう、必要な支援を国及び地方公共団体が講じなければならない旨が、「教育の機会均等」に関する規定に新たに明記された。	LITALICOジュニア事業
平成20年度	障害者雇用促進法（改正） 雇用・就業の分野においては、障害のある人の社会参加に伴いその就業に対するニーズが高まっており、障害のある人の就業機会の拡大による職業的自立を図ることが必要なことから、中小企業における障害者雇用の一層の促進、短時間労働に対応した雇用率制度の見直し等を内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が平成20年12月に成立し、平成21年4月から順次施行されている。	LITALICOワークス事業
平成24年度	障害者自立支援法に定められた障害福祉サービスの報酬改定において、一般就労への移行後の就労定着実績がない事業所に対する減算が創設された。利用者の企業実習や就職活動への同行支援に対する加算が創設された。	LITALICOワークス事業
平成24年度	児童福祉法（改正） 身近な地域で支援が受けられるよう、施設、事業所が発達障害の子どもの状態等に応じて柔軟に対応できるようになった。 通所については、量的拡大を図る観点から、できる限り規制緩和するとともに、地域の実情に応じて整備された。 児童福祉法に基づいて「児童発達支援」と「放課後等デイサービス（児童デイサービス）」に分けられた。	LITALICOジュニア事業
平成25年度	障害者総合支援法（施行） 障害者総合支援法は、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずることを主旨として、障害者自立支援法を改正する形で創設された。	LITALICOワークス事業
平成25年度	障害者法定雇用率が改定され1.8%から2.0%へ増加された。	LITALICOワークス事業
平成27年度	障害者総合支援法に定められた障害福祉サービスの報酬改定において、利用者の就労定着期間に着目した加算が創設された。 一般就労への移行後の就労定着実績がない事業所に対する減算が強化された。	LITALICOワークス事業
平成27年度	児童福祉法に定められた障害児通所支援事業等の報酬改定において、経験者や有資格者（総じて「児童指導員」）の配置に対する評価の加算が創設された。 関係機関との連携、相談援助支援に関する評価の加算が創設された。	LITALICOジュニア事業

年度	法律	関連する事業
平成30年度	障害者総合支援法における障害福祉サービスの報酬改定において、新しい障害福祉サービスとして、定着支援事業が創設された。	LITALICOワークス事業
平成30年度	障害者法定雇用率が改定され2.0%から2.2%へ増加された。	LITALICOワークス事業
平成30年度	児童福祉法に定められた障害児通所支援事業等の報酬改定において、放課後等デイサービスの基本報酬が一律引き下げとなった。 理学療法士等の有資格者の追加配置に対する評価の加算が強化された。 保育所等訪問事業の報酬が引き上げとなった。	LITALICOジュニア事業

4【関係会社の状況】

当社は非連結子会社 1 社を有しておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成30年 3 月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
1,453(472)	32.4	3.0	3,893

セグメントの名称	従業員数（人）
LITALICOワークス事業	590(24)
LITALICOジュニア事業	654(325)
報告セグメント計	1,244(349)
その他	67(113)
全社（共通）	142(10)
合計	1,453(472)

（注）1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイトを含む。)は、()内に年間平均従業員数（小数点以下を四捨五入）を外数で記載しております。

2．平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与は正社員、契約社員にて算出しております。

3．平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。なお、当社は賞与を支給しておりません。

4．全社（共通）として、記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

5．従業員数が前事業年度末に比べて増加したのは、主として業容拡大に伴う定期及び期中採用の増加によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、「世界を変え、社員を幸せに」という理念のもと、多様な価値観を認め合う文化を育み、多様な人々が自分らしい人生を選択できる「人を中心とした社会」の実現を通じて「障害のない社会」を創造することを目指しております。

(2) 目標とする経営指標

当社は、その業態から、人件費が費用構成の主要な項目となるため、売上の確保が企業業績に大きな影響を与えます。そのため、安定期における単店の粗利率35%以上を目標としております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社は、中長期的に継続した企業成長により企業価値の最大化に取り組むために、『LITALICO発達ナビ』及び『LITALICO仕事ナビ』といったインターネットプラットフォームを軸に、障害分野のトータルソリューションサービスを展開いたします。

具体的には、これまでのLITALICOワークス事業及びLITALICOジュニア事業といった店舗サービスを中心とした当事者向けのサービスの拡大継続に加え、LITALICOライフプランニング事業を通じた障害のある方のご家族に向けたサービス、LITALICO発達ナビ事業及びLITALICO仕事ナビ事業を通じた障害のある方が利用される障害福祉施設に向けたサービス、障害分野で培った専門性を活かした、LITALICOワンダー事業やConobie事業等の一般教育領域でのサービスを提供してまいります。

(4) 会社の対処すべき課題

当社におきましては、以下6点を対処すべき課題として認識しております。

インターネットプラットフォームの実現

発達障害や精神障害、障害児の子育てや障害者の就労等に関する質の高い情報の提供を望むたくさんのお客様からありました。

このようなお客様の要望に応えるために、発達障害の子どもや発達に気になる子どものご家族に向けて、平成28年1月に『LITALICO発達ナビ』を、働くことに障害のある方に向けて、平成30年3月に『LITALICO仕事ナビ』を開設いたしました。今後も、お客様が質の高い情報を得られるよう、提供情報の網羅性の向上や、提供機能の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

既存の店舗サービスの安定的な出店拡大

すべての事業を合わせて179ヶ所の拠点（当事業年度末時点）を運営しておりますが、各地で待機者が発生するなどお客様の要望に応えきれっておりません。このようなお客様の要望に応えるためにも、事業計画に沿って全国に新規拠点を開設してまいりたいと考えております。

なお、LITALICOジュニア事業に関しましては、平成30年度の障害福祉サービス等の報酬改定におきまして放課後等デイサービスの基本報酬が一律引き下げとなったことから、一時的に出店を停止し、出店拡大に向けた収益性の改善に取り組んでまいります。

サービス提供範囲の拡大と収益源の多角化

当事業年度の当社売上に占めるLITALICOワークス事業の割合は47.7%であり、障害者雇用制度及び障害者法定雇用率は今後も継続して維持・上昇が見込まれるものの、障害者総合支援法に規定されるLITALICOワークス事業の売上が当社の売上構成比の多くを占めることは、経営の健全性の観点からも課題となっております。

また、他の障害福祉施設やお客様のご家族等のニーズに応えるため、新しいサービスの提供を検討し、実施することも重要な課題であると認識しております。

そのため、LITALICO発達ナビ事業にて障害福祉施設向けに問合せの獲得を支援するサービスを提供し、収益化を開始しました。また、LITALICO仕事ナビ事業においても同様のサービスの提供を開始しております。

加えて、新規事業として、障害のある子どもを持つご家族を対象にライフプランの作成を支援するサービスを提供するLITALICOライフプランニング事業を開始いたしました。

さらに、LITALICOワンダー事業やConobie事業等を通じて、一般教育領域にもサービスを提供することで、当社のサービスの提供範囲を拡大します。

これらの新規事業を拡大することで収益源を多角化し、更なる経営の健全化を図ってまいります。

人材採用と育成

当事業は、その多くがお客様に対する直接的な支援や教育であり、そのサービスの質を左右する最大の要素は人材の質であるとの認識から、人材の「採用と教育」に大きな経営資源を割いております。

採用活動においては、豊富な知見や専門性を持つキャリア人材の採用に留まらず、年齢が若く潜在能力の高い人材であれば新卒・キャリア人材を問わず採用し、社内で教育する方針を取っております。

育成においては、研修は入社後1週間本社にて集合型研修を実施後、各拠点でのOJTを実施しております。また、入社後1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月経過時点で現場を経験したうえでのフォローアップ研修を実施しております。さらに、支援スキルの高いスタッフを各拠点、エリアに配置し、お客様の支援が困難なケースのサポートや支援スキルのスーパーバイズを実施し、更なる支援・指導力の強化を図っております。他に、実務経験と学識の両面で多くの知見を有し、スタッフ育成を担える講師陣を社外から招聘して、外部から学ぶ機会を提供することで、専門性の更なる向上にも努めております。

このように、経験者に固執することなく、人材の採用・育成を行うことによって、拠点の展開速度に見合う質が担保された人材の確保が可能となっております。なお、今後も引き続き人材育成環境の整備に努めてまいります。

知名度の向上、広告宣伝の強化

当社は障害者の就労問題の解決を目的に設立された経緯と発達障害児を主たる対象とした事業を行っていることから、障害者向けサービスという社会的認知が強いと認識しております。

しかし、当社ビジョンである「障害のない社会をつくる」は、障害者と健常者に関係なく、生きづらさや、困難を抱えた全ての方を対象にして、実現したいビジョンであります。しかし、そのような社会的認知は、まだ広まっていないため、今後も引き続き、適切な知名度の向上、広告宣伝を行っていく必要があります。

なお、知名度の向上と広告宣伝の強化は、優秀な人材の採用のためにも重要な課題であると認識しております。

事業基盤の強化

a. 提供サービスの平準化と質の向上

LITALICOワークス事業、LITALICOジュニア事業ともに都道府県をまたぐ多店舗展開をしており、どの拠点でも同一水準のサービスを提供するための平準化が必要になります。そのため、事業ごとの教材、カリキュラム等を制作し、スタッフが質の高いサービスを常に提供できるように努めております。

b. 地域・関係機関との連携強化

すべての事業ともにお客様や家族への個別最適なサービスを提供することに加えて、学校、企業、地域社会といった外部環境への働きかけも重視しております。そのために、当社の事業内容が地域、教育機関、行政及び病院等の関係機関や民間企業・団体に正確に理解され、これらの方々と協同して課題の解決に当たることが、重要な課題となっております。

c. 事業間の連携強化

未就学児を対象にした児童発達支援事業、小学生以降の児童を対象にした放課後等デイサービス事業・学習教室事業、LITALICOワンダー事業、主に成人を対象にしたLITALICOワークス事業というライフステージに沿ったワンストップサービス群が当社の強みであります。各事業で蓄積した知見の共有や、指導計画・支援計画の共有化等で、お客様の利便性を高めるなど、更なるシナジー効果を発揮するための連携強化も重要な課題であると認識しております。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 法的規制等について

当社では、『障害者総合支援法』を根拠法とするLITALICOワークス事業(就労移行支援事業、特定相談支援事業)、『児童福祉法』を根拠法とするLITALICOジュニア事業(LITALICOジュニア事業の内、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業)を運営しております。

各事業ともに国から報酬を得ており、これらの報酬制度は原則として3年に1回改定が行われるため、これらの法令の制定・改廃等が行われた場合や、厚生労働省からの通達の内容が変更された場合は、当社の事業活動が制約を受け、業績に影響を与える可能性があります。そのため、法令や通達の解釈に誤りが発生しないよう、地方自治体と適宜確認を取りながら事業を進めております。

また、各事業ともに拠点単位で都道府県知事又は政令指定都市市長から設置の指定を受けるものであり、現時点において、適正な運営ができなくなったものとして当社の運営するセンターや教室に指定取消しや営業停止は発生しておりませんが、今後、何らかの原因によりこれらの指定が取り消された場合や営業停止となった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。*1

また、各事業所には指定を受ける際に利用定員が定められております。「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」において定員は省令*2にて定めるとしており、省令においては事業者が利用定員を超えてサービスの提供を行ってはならないが、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでないことが定められています。

また、厚生労働省の通知*3において、減算(報酬が減額されること)対象は単日で定員の150%、3ヶ月の平均が定員の125%(但し定員が11人以下の場合は130%)を超過する場合と定められています。そして各都道府県知事は減算の対象となる定員超過利用については指導すること、また指導に従わず、減算対象となる定員超過利用を継続する場合には、指定の取消しを検討するものとして定められており、その運用は各自治体に委ねられております。加えて、厚生労働省の通知*4においては、原則として利用定員の超過は禁止だが、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り、可能である旨定められています。

当社では上記法令及び各種通知事項の趣旨に則り、減算の対象とならない範囲において一部の拠点で定員を超過した運営をしております。従って今後何らかの事情により各自治体の運用や各種通知事項の内容に変更があった場合には、個別の自治体において定員を超過した運営ができなくなり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

*1:当社各事業所が受けている指定は以下の通りです。なお、各事業所ごとの指定となっており、全社的な問題(例えば経営陣による不正の指示等が認められる場合)を除き指定の取り消し等についても事業所ごとに検討されます。)

取得	所轄官庁	指定サービス名称	指定サービス内容	当社サービス名称	有効期限	主な許認可取消事由
当社各事業所	都道府県	指定障害福祉サービス	障害者総合支援法の就労移行支援	LITALICOワークス事業	6年毎の更新	総合支援法第50条(指定の取り消し等)
			障害者総合支援法の特定相談支援	LITALICOワークス事業	6年毎の更新	総合支援法第50条(指定の取り消し等)
			児童福祉法の児童発達支援	LITALICOジュニア事業 児童発達支援事業	6年毎の更新	児童福祉法第21条の5の23
			児童福祉法の放課後等デイサービス	LITALICOジュニア事業 放課後等デイサービス事業	6年毎の更新	児童福祉法第21条の5の23

*2:LITALICOワークス事業においては「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」、LITALICOジュニア事業においては「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」

*3:LITALICOワークス事業においては「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」、LITALICOジュニア事業においては「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」

*4:LITALICOワークス事業においては「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準について」、LITALICOジュニア事業においては「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」

(2) LITALICOワークス事業への依存について

当事業年度の売上高に占めるLITALICOワークス事業の割合は47.7%となります。障害者雇用制度及び障害者法定雇用率は今後も継続して維持・上昇が見込まれるものの、障害者総合支援法の制定・改廃等が行われ当社の事業活動が制約された場合や、当社の運営する拠点に指定取消しや営業停止が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 個人情報保護について

当社のLITALICOワークス事業、LITALICOジュニア事業において、顧客及び保護者の氏名、住所、職業等の個人情報保護法に定められた個人情報を保持しております。当社では、これらの個人情報の保護を重大な経営課題と認識し、個人情報の適正な取得及び厳重な管理のために、各種規程や全社員対象の社内教育を通じて、個人情報漏洩の防止に取り組んでおります。

しかしながら、これらの取り組みにもかかわらず、何らかの原因によって個人情報が流出した場合、あるいは社会保障・税番号制度（いわゆるマイナンバー制度）の導入に対して適正な対応ができない場合は、当社への社会的信用が失墜し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 拠点における事故について

当社では拠点の運営に関し、顧客及びスタッフの安全確保を重大な経営課題として認識し、万全の体制で臨んでいると考えております。

しかしながら、事故発生の可能性は皆無とは言えず、万一重大な事故が発生した場合や、その他の運営上における何らかのトラブルが発生した場合、顧客の流出や指定取消等が発生し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 訴訟等について

当社は、発達障害や精神障害がある方を主たる対象としたサービスを提供しております。当社はサービスを提供する全社員に対して教育研修を実施し、多様な状況に対応できるためのマニュアルの整備等により、事故の発生防止や緊急事態に対応できるように取り組んでおります。

しかし、利用者の病状の悪化等による訴訟等で過失責任が問われるような事態が生じた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(6) 人材の確保及び育成について

当社が展開する各事業は、発達障害や精神障害がある方を主たる対象としたサービスであり、新規拠点の開設に伴い、専門的な知識や指導技術を持った人材の確保が急務となっております。このため当社では、経験者を対象とした通年での採用活動と並行して、適性を有する新卒学生や未経験者を採用して育成する研修部門を開設し、現在は本社内にその機能を配置し、継続して人材を育成するなど、人材の拡充に取り組んでおります。

しかしながら、今後、人材の確保と育成が拠点開設のスピードに追いつかない場合、当社の開設計画及び業績に影響を与える可能性があります。

(7) 風評等の影響について

当社の事業は、顧客やその家族に加えて、就労先の企業や、行政、教育機関、医療機関等の関係機関、又は地域社会の住民の皆さまとの連携の元に成り立つものであると認識しております。当社の従業員には、企業理念、ビジョンを浸透させ、コンプライアンスを遵守する意識を高く保つように社員教育を徹底しております。

しかしながら、従業員の不祥事等何らかの事象の発生や、当社に対して不利益な情報や風評が流れた場合には、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(8) 競合について

当社が属する障害福祉サービス業界は、提供サービスが人材の質に左右される傾向の強い業種であるため、当社の持つ採用力や人材育成のノウハウは短期間で構築することは難しいと考えられます。しかしながら、本書提出日現在において、首都圏における競争環境は激化する兆しもあり、更なる競合他社の事業拡大や新規参入等により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(9) 大規模な自然災害・感染症について

当社では、有事に備えた危機管理体制の整備に努め対策を講じておりますが、台風、地震、津波等の自然災害や、新型インフルエンザ等の感染症の流行が、想定を大きく上回る規模で発生し、当該地域の拠点の稼働が長期に渡って困難になった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 情報システム障害について

当社は、コンピュータシステム及びネットワーク網を整備することで、本社・事業部間の事務処理を効率化するため、全社で顧客管理・人事処理・会計業務等にシステムを導入しております。これらのシステムを適正かつ継続的に運用するため、情報システム部による稼働状況の監視と安全性の検証、情報管理規程類の運用等を行っております。

しかしながら、これらの取組みにもかかわらず、何らかの原因によりシステムに障害が発生した場合、業務遂行が困難になり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、法令や報酬の改定内容の発表から施行までの時間が少ない場合など、請求系システムの改修が間に合わないことが想定され、請求月等の遅延が発生することが予想されます。

(11) 固定資産の除却について

当社は、老朽化等の理由により一部の既存拠点の移転や改修工事が発生する可能性があります。

当該、移転や改修工事に伴いまして、固定資産除却に係る費用が発生する可能性があります。これらの移転や改修工事が一定期間に集中した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 固定資産の減損について

業績動向によっては、固定資産の減損会計の適用に伴う損失処理が発生し、当社の業績に影響を与える可能性があります。当社としては、減損処理が発生しないよう各拠点の収益管理を徹底し、採算性の悪い拠点に対しては積極的に対策を講じておりますが、万一、不採算拠点の増加や閉設が集中すると、多額の減損損失が発生する可能性があります。

(13) 利益還元について

当社は、将来の財務体質の強化と事業拡大のために必要な内部留保を確保しつつ、当社を取り巻く事業環境を勘案して、継続的な利益還元を行うことを検討しております。しかしながら、現時点では配当を行っておらず、また今後の配当の実施及びその時期については未定であります。

(14) 有利子負債について

当社は、運転資金及び新規拠点开設の設備投資資金を主に金融機関からの借入金で調達しており、当事業年度末時点の有利子負債比率は95.5%となっております。そのため、現行の金利水準が変動した場合や計画通りの資金調達ができなかった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 新株予約権行使の影響について

当社は、当社役員及び従業員に対する経営への更なるコミットメントを目的とし、新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社の株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、当事業年度末時点のこれらの新株予約権による潜在株式数は372,000株であり、発行済株式総数17,517,400株の2.1%に相当しております。

(16) 大株主の持株比率について

当事業年度末において、当社発行済株式総数の15.6%の株式を、当社創業者であり前代表取締役である佐藤崇弘氏が保有しております。同氏が保有する当社株式が売却されることにより、当社株式の需給バランスが短期的に悪化して当社株式の市場価格が変動する可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度における我が国の経済は、緩やかな回復基調が続いております。しかし、欧米の政治的な混乱や中国の景気失速等の要因により世界経済が減速するリスクや、国内においては、人手不足の深刻化によって一部の業種で供給制約が発生するなど景気の拡大を阻害するリスクがあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社を取り巻く事業環境においては、民間企業において雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新するものの、平成29年の法定雇用率達成企業の割合は50.0%となっており、平成30年4月の法定雇用率の引き上げに向けて障害者雇用に対する旺盛な需要が見込まれております。

また、障害のある全国の公立小中学生のうち、通常学級に在籍しながら必要に応じて別室等で授業を受ける「通級指導」の平成28年度の対象者は98,311人で過去最高を更新し、過去3年間で17.4%増えるなど、発達障害への社会的認知が進んでいます。

このような外部環境の変化を踏まえ、長期的利益の安定成長を実現するため、一般就労等を希望される障害者等を対象としたLITALICOワークス事業の一層の強化や業務効率の改善、発達障害がある児童を対象としたLITALICOジュニア事業への投資を継続しております。具体的には、当事業年度の新規開設数は、就労移行支援事業7拠点、児童発達支援事業9教室、放課後等デイサービス事業15教室、その他（LITALICOワンダー事業）4教室となりました。

このような状況の下、当事業年度の業績については、売上高は10,386,196千円（前事業年度比19.0%増）、営業利益は747,517千円（前事業年度比11.6%増）、経常利益は777,182千円（前事業年度比19.4%増）となり、当期純利益は500,360千円（前事業年度比19.4%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は以下のとおりです。

a. LITALICOワークス事業

既存拠点及び新規開設拠点が順調に推移したことにより、当事業年度の売上高は4,957,760千円（前事業年度比15.0%増）となりました。

b. LITALICOジュニア事業

既存教室及び新規開設教室が順調に推移したことにより、当事業年度の売上高は4,781,551千円（前事業年度比19.9%増）となりました。

c. その他

LITALICOワンダー事業の既存教室及び新規開設教室が順調に推移したこと及び、その他の事業の収益拡大により、当事業年度の売上高は646,884千円（前事業年度比49.9%増）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、前事業年度末に比べ165,540千円増加し、793,223千円となりました。

当事業年度におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、628,055千円（前事業年度比49.1%増）となりました。これは主に、売上債権の増加により327,613千円、法人税等の支払により239,899千円の支出となった一方で、税引前当期純利益722,849千円、減価償却費303,886千円を計上したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、1,147,943千円（前事業年度比27.5%増）となりました。これは主に、有形固定資産の取得により801,060千円、無形固定資産の取得により57,499千円、純投資を目的とした投資有価証券の取得により200,000千円、敷金の差入により63,286千円を支出したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は685,428千円（前事業年度比446.7%増）となりました。これは主に、長期借入金による収入1,200,000千円、短期借入金による収入100,000千円、長期借入金の返済による支出519,879千円、長期未払金の返済による支出89,846千円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社は、LITALICOワークス事業とLITALICOジュニア事業を通じて、障害者や発達障害の子どもへのサービスを提供しております。生産実績に該当する事項がありませんので、記載をしておりません。

b. 受注実績

当社は、受注生産等を行っておりませんので、受注実績に関する記載をしておりません。

c. 販売実績

当事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
LITALICOワークス事業	4,957,760	115.0
LITALICOジュニア事業	4,781,551	119.9
報告セグメント計	9,739,311	117.4
その他	646,884	149.9
合計	10,386,196	119.0

当事業年度の販売実績を地域別に示すと、次のとおりであります。

地域別	都道府県	当事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)		
		期末拠点数	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
北海道地方	北海道	3	240,717	110.3
東北地方	宮城県	2	156,952	93.9
関東地方	東京都	46	6,905,035	117.6
	神奈川県	44		
	埼玉県	16		
	千葉県	11		
	栃木県	1		
中部地方	愛知県	9	781,290	114.0
	静岡県	3		
近畿地方	大阪府	22	1,650,098	139.8
	兵庫県	7		
	京都府	4		
中国地方	岡山県	1	290,148	117.1
	広島県	3		
九州地方	福岡県	4	361,954	100.2
	沖縄県	2		
	宮崎県	1		
合計		179	10,386,196	119.0

(注) 1 . 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 . 最近 2 事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
神奈川県国民健康保険団体連合会	1,519,537	17.4	1,991,107	19.2
東京都国民健康保険団体連合会	1,480,911	17.0	1,749,406	16.8
大阪府国民健康保険団体連合会	732,986	8.4	1,118,535	10.8

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般的に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されておりますが、この財務諸表の作成にあたっては、経営者により、一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、資産・負債や収益・費用の数値に反映されております。これらの見積りについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は、これらと異なることがあります。

当社の財務諸表作成に当って採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績等

1) 経営成績

(売上高)

当事業年度における売上高は、10,386,196千円(前事業年度比19.0%増)となりました。これは、LITALICOワークス事業、LITALICOジュニア事業に係る新規拠点開設を積極的行ったことによるものであります。内訳といたしましては、LITALICOワークス事業売上高が4,957,760千円(前事業年度比15.0%増)、LITALICOジュニア事業売上高が4,781,551千円(前事業年度比19.9%増)、その他の事業売上高が646,884千円(前事業年度比49.9%増)となりました。

(売上原価)

売上原価は6,524,429千円(前事業年度比21.2%増)となりました。これは主にLITALICOワークス事業、LITALICOジュニア事業に係る新規拠点開設に伴う人件費等の増加によるものであります。この結果、売上総利益は3,861,767千円(前事業年度比15.4%増)となりました。

(販売費及び一般管理費)

販売費及び一般管理費は、3,114,250千円(前事業年度比16.4%増)となりました。これは主に人件費の増加によるものであります。この結果、営業利益は747,517千円(前事業年度比11.6%増)となりました。

(営業外損益)

営業外収益は、45,143千円(前事業年度比123.6%増)となりました。これは主に助成金収入の発生によるものであります。また、営業外費用は、15,478千円(前事業年度比60.6%減)となりました。これは、主に、解約違約金の減少によるものであります。この結果、経常利益は777,182千円(前事業年度比19.4%増)となりました。

(特別損益及び法人税等)

特別損失は、54,843千円(前事業年度比28.6%増)となりました。これは主に不要資産の廃棄にともなう固定資産の除却損の増加によるものであります。また、法人税等は、222,489千円(前事業年度比17.6%増)となりました。この結果、当期純利益は500,360千円(前事業年度比19.4%増)となりました。

2) 財政状態

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は、2,662,991千円(前事業年度末残高2,171,773千円)となり、前事業年度末に比べ491,218千円増加いたしました。これは主に現金及び預金の増加、売上高の増加に伴う売掛金の増加によるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は、2,864,618千円(前事業年度末残高1,972,469千円)となり、前事業年度末に比べ892,148千円増加いたしました。これは主に新規拠点開設及び本社増床対応に伴う有形固定資産の増加、純投資を目的とした投資有価証券の増加によるものであります。

（流動負債）

当事業年度末における流動負債の残高は、1,815,316千円（前事業年度末残高1,427,522千円）となり、前事業年度末に比べ387,793千円増加いたしました。これは主に短期借入金の増加、１年内返済予定の長期借入金の増加、未払費用の増加によるものであります。

（固定負債）

当事業年度末における固定負債の残高は、1,440,647千円（前事業年度末残高977,884千円）となり、前事業年度末に比べ462,763千円増加いたしました。これは主に長期借入金の増加、長期未払金の減少によるものであります。

（純資産）

当事業年度末における純資産の残高は、2,271,646千円（前事業年度末残高1,738,835千円）となり、前事業年度末に比べ532,810千円増加いたしました。これは主に当期純利益の計上に伴う繰越利益剰余金の増加によるものであります。

3) キャッシュ・フローの状況の分析

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「第２ 事業の状況 ３経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（１）経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

b. 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の経営に影響を与える大きな要因としては、法改正動向、事故や個人情報の漏えい、人材の確保及び育成、市場動向等があります。

法改正動向については、当社の「LITALICOワークス事業」と「LITALICOジュニア事業」においては国から報酬を得ており、これらの報酬制度は原則として３年に１回改定が行われるため、これらの法令の制定・改廃等が行われた場合や、厚生労働省からの通達の内容が変更された場合は、当社の事業活動が制約を受け、業績に影響を与える可能性があります。そのため、法令や通達の解釈に誤りが発生しないよう、地方自治体と適宜確認を取りながら事業を進めております。

事故や個人情報の漏えいについては、顧客及びスタッフの安全確保を重大な経営課題として認識し、万全の体制で臨んでおります。また、個人情報の適正な取得及び厳重な管理のために、各種規程や全社員対象の社内教育を通じて、個人情報漏洩の防止に取り組んでおります。

人材の確保及び育成については、当社が展開する各事業は、発達障害や精神障害がある方を主たる対象としたサービスであり、新規拠点の開設に伴い、専門的な知識や指導技術を持った人材の確保が急務となっております。このため当社では、経験者を対象とした通年での採用活動と並行して、適性を有する新卒学生や未経験者を採用して育成する研修部門を開設し、現在は本社内にその機能を配置し、継続して人材を育成するなど、人材の拡充に取り組んでおります。

市場動向については、当社が属する障害福祉サービス業界は、毎年障害福祉サービスの提供事業所数は増えているものの、提供サービスが人材の質に左右される傾向の強い業種であるため、当社の持つ採用力や人材育成のノウハウは短期間で構築することは難しいと考えられます。しかしながら、本書提出日現在において、首都圏における競争環境は激化する兆しもあり、更なる競合他社の事業拡大や新規参入等により、当社の業績に影響を与える可能性があります。こうした中、当社は既存の店舗サービスの安定的な出店拡大に加え、サービス提供範囲の拡大と収益源の多角化を実施し、経営基盤の強化を図ってまいります。

c. 資本の財源及び資金の流動性

1) 資金需要

当社は、毎年10拠点以上のペースで新規拠点の開設を行っているため、拠点数及び従業員数増加に伴う運転資金需要の他、設備資金の需要が恒常的にある状態です。そのため、新規拠点の開設計画を踏まえて定期的に金融機関との打ち合わせを行い、短期借入金及び長期借入金を資金需要のタイミングに合わせて調達しております。

2) 財務政策

当社は、健全な経営活動を維持するため、安定した事業運営を行える水準の手許資金を確保した上で、新規拠点の開設等に必要な設備資金を銀行借入れ等により調達し、効率的な資金調達・運用を行うことにより、財務体質の強化を図ることを基本方針としております。

d. 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、その業態から、人件費が費用構成の主要な項目となるため、売上の確保が企業業績に大きな影響を与えます。そのため、安定期における単店の粗利率35%以上を目標としております。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社は、中長期的な成長やサービス向上、事業運営の円滑化を目的として設備投資を行っております。当事業年度における設備投資総額は927,770千円であり、セグメント別の内訳は以下のとおりです。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

また、当事業年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

(1) LITALICOワークス事業

業務効率化を目的としたソフトウェアの購入及び開発、サービス提供地域拡大のための新規出店による設備投資等215,132千円を実施いたしました。

(設備投資の内訳)	建物附属設備 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	ソフトウェア 仮勘定 (千円)	合計 (千円)
拠点設備等	71,809	63,575	55,580	24,166	215,132

(2) LITALICOジュニア事業

既存拠点のサービス向上を目的とした移転や改装、サービス提供地域拡大のための新規出店による設備投資等479,834千円を実施いたしました。

(設備投資の内訳)	建物附属設備 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	ソフトウェア 仮勘定 (千円)	合計 (千円)
拠点設備等	319,965	147,307	4,312	8,248	479,834

(3) その他

新規サービス提供を目的としたソフトウェア導入、サービス提供地域拡大のための新規出店及び本社増床による設備投資等232,803千円を実施いたしました。

(設備投資の内訳)	建物附属設備 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	ソフトウェア 仮勘定 (千円)	合計 (千円)
本社設備等	84,498	97,662	45,315	5,326	232,803

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成30年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
			建物附属 設備	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
東京本社 (東京都目黒区)	-	本社設備	89,793	89,132	117,792	296,718	372 (49)
LITALICO ワークス豊橋 (愛知県豊橋市)	LITALICO ワークス事業	拠点 関連設備	24,923	4,849	-	29,773	7
LITALICO ジュニア綱島 児童発達支援事業 (神奈川県横浜市)	LITALICO ジュニア事業	拠点 関連設備	15,834	5,020	-	20,855	7 (2)
LITALICO ジュニア綱島 放課後等デイ サービス事業 (神奈川県横浜市)	LITALICO ジュニア事業	拠点 関連設備	15,834	4,923	-	20,758	4 (1)
LITALICO ジュニア西宮 放課後等デイ サービス事業 (兵庫県西宮市)	LITALICO ジュニア事業	拠点 関連設備	15,149	3,872	-	19,022	3
LITALICO ジュニア西宮 児童発達支援事業 (兵庫県西宮市)	LITALICO ジュニア事業	拠点 関連設備	15,149	3,872	-	19,022	8 (5)
LITALICO ワークス金山新尾頭 (愛知県名古屋市中)	LITALICO ワークス事業	拠点 関連設備	11,808	6,391	-	18,199	3
LITALICO ジュニア横浜東口 児童発達支援事業 (神奈川県横浜市)	LITALICO ジュニア事業	拠点 関連設備	13,064	4,808	-	17,873	11 (5)
LITALICO ジュニア立川南口 児童発達支援事業 (東京都立川市)	LITALICO ジュニア事業	拠点 関連設備	12,767	4,236	-	17,003	12 (5)
LITALICO ジュニア越谷 児童発達支援事業 (埼玉県越谷市)	LITALICO ジュニア事業	拠点 関連設備	12,369	4,356	-	16,726	9 (2)

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に外数で記載しております。

3. リース契約による賃借設備として主なものは、以下のとおりであります。

平成30年3月31日現在

事業所 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	リース期間 (年)	年間リース料 (千円)
東京本社 (東京都目黒区)	-	ソフトウェア	6	4,537
東京本社 (東京都目黒区)	-	本社設備	5	6,381

４．上記の他、主要な貸借している設備として、以下のものがあります。

平成30年３月31日現在

事業所 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	年間賃借料 (千円)
東京本社 (東京都目黒区)	-	本社設備	116,711

３【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、既存拠点の稼働率や業界の動向、投資効率等を総合的に勘案して行っております。
なお、当事業年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

(１) 重要な設備の新設

セグメントの名称	事業所名 (所在地)	設備の 内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定 年月		完成後 の増加 能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
LITALICO ワークス 事業	LITALICOワークス梅田西 (大阪市北区)	拠点 関連設備	18,576	4,776	自己資金及 び借入金	平成30年 4月	平成30年 4月	(注)
その他	LITALICOワンダー桜木町教室 (神奈川県横浜市)	拠点 関連設備	8,500	1,500	自己資金及 び借入金	平成30年 4月	平成30年 4月	(注)
LITALICO ワークス 事業	LITALICOワークス立川 (東京都立川市)	拠点 関連設備	15,407	2,407	自己資金及 び借入金	平成30年 5月	平成30年 5月	(注)
その他	LITALICOワンダー青山教室 (東京都港区)	拠点 関連設備	9,100	-	自己資金及 び借入金	平成30年 5月	平成30年 5月	(注)
LITALICO ワークス 事業	平成31年3月期 開設予定5拠点	拠点 関連設備	85,000	-	自己資金及 び借入金	平成31年 3月期中	平成31年 3月期中	(注)
その他	平成31年3月期 開設予定2拠点	拠点 関連設備	24,000	-	自己資金及 び借入金	平成31年 3月期中	平成31年 3月期中	(注)

(注) 完成後の増加能力につきましては、合理的に算定できないため記載しておりません。

(２) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第 4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	61,440,000
計	61,440,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成30年 3 月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成30年 6 月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	17,517,400	17,517,400	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式 であり、権利内 容に何ら限定の ない当社におけ る標準となる株 式であります。 また、1 単元の 株式数は100株 であります。
計	17,517,400	17,517,400	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成30年 6 月 1 日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により
発 行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】
【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	平成27年 3 月27日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 1 当社従業員 1
新株予約権の数 (個)	8
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 96,000 (注) 1,5
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	250 (注) 2,5
新株予約権の行使期間	自 平成29年 4 月 1 日 至 平成35年 3 月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 250 (注) 5 資本組入額 125 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日 (平成30年 3 月31日) における内容を記載しております。提出日の前月末現在 (平成30年 5 月31日) において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在にかかる記載を省略しております。

本提出日現在の付与対象者数の区分及び人数は、当社取締役 2 名であります。

- (注) 1. 新株予約権発行の日以降に当社が株式分割 (株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。) 又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

2. 新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整する。ただし、調整の結果 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後 1 株当たり払込金額} = \text{調整前 1 株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合 (時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使による新株式の発行又は自己株式の移転の場合を除く。) は、その新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整する。ただし、調整の結果 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後 1 株当たり払込金額} = \text{調整前 1 株当たり払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前株価」を「処分前株価」にそれぞれ読み替えるものとする。新株予約権発行の日以降に当社が合併又は会社

分割を行う場合等、1株当たりの払込金額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による1円未満の端数は切り捨てる）。

3. 新株予約権の行使の条件

- （イ）新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役・使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りでない。
- （ロ）新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。
- （ハ）本新株予約権の行使は新株予約権1単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならない、1株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（イ）交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（ロ）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（ハ）新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

（ニ）募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2に準じて1株当たりの払込金額につき合理的な調整がなされた額に、（注）4（ハ）に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

（ホ）新株予約権を行行使することができる期間

上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行行使することができる期間の満了日までとする。

（ヘ）新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

（ト）当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

「新株予約権の要項」に定める事由に該当する場合、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

（チ）譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。

（リ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

（ヌ）新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権を行行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

5. 平成27年12月14日開催の取締役会決議により、平成27年12月31日付で普通株式1株につき6,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。また、平成28年8月15日開催の取締役会決議により、平成28年9月6日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	平成27年 9 月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1
新株予約権の数（個）	19
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 228,000（注）1,5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	291（注）2,5
新株予約権の行使期間	自 平成29年10月 1 日 至 平成36年 9 月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 291（注）5 資本組入額 145.5（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（平成30年 3 月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（平成30年 5 月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在にかかる記載を省略しております。

本提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役 1 名であります。

- （注）1. 新株予約権発行の日以降に当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率

また、新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

2. 新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整する。ただし、調整の結果 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後 1 株当たり 行使価額} = \text{調整前 1 株当たり 行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使による新株式の発行又は自己株式の移転の場合を除く。）は、その新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により 1 株当たりの行使価額を調整する。ただし、調整の結果 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\begin{aligned} \text{調整後 1 株当たり 行使価額} &= \text{調整前 1 株当たり 行使価額} \times \text{既発行 株式数} + \frac{\text{新規発行 株式数} \times \text{1 株当たり 行使価額}}{\text{新株式発行前株価}} \\ &\quad \text{-----} \\ &\quad \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \end{aligned}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前株価」を「処分前株価」にそれぞれ読み替えるものとする。新株予約権発行の日以降に当社が合併又は会社分割を行う場合等、1 株当たりの行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による 1 円未満の端数は切り捨てる）。

3. 新株予約権の行使の条件

- (イ) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役・使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りでない。
- (ロ) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。
- (ハ) 本新株予約権の行使は新株予約権 1 単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならない、1 株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ハ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

(ニ) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2に準じて1株当たりの行使価額につき合理的な調整がなされた額に、（注）4（ハ）に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(ホ) 新株予約権を行行使することができる期間

上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行行使することができる期間の満了日までとする。

(ヘ) 新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

(ト) 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

「新株予約権の要項」に定める事由に該当する場合、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。

(リ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(ヌ) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権を行行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

5. 平成27年12月14日開催の取締役会決議により、平成27年12月31日付で普通株式1株につき6,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。また、平成28年8月15日開催の取締役会決議により、平成28年9月6日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	平成28年 7 月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 5
新株予約権の数（個）	200
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 40,000（注）1,5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,387（注）2,5
新株予約権の行使期間	自 平成30年 8 月1日 至 平成36年 7 月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,610.8（注）5 資本組入額 805.4（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（平成30年 3 月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（平成30年 5 月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在にかかる記載を省略しております。

本提出日現在の付与対象者数の区分及び人数は、当社従業員 4 名であります。

- （注）1. 新株予約権発行の日（以下「割当日」という。）以降に当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、割当日以降に当社が特に有利な価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

2. 割当日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）を調整する。ただし、調整の結果 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

割当日以降に当社が特に有利な価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合は、その新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により行使価額を調整する。ただし、調整の結果 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分価額」にそれぞれ読み替えるものとする。

割当日以降に当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による 1 円未満の端数は切り上げる。）。

3. 新株予約権の行使の条件

- (イ) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役・使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りでない。
- (ロ) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。
- (ハ) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
- (ニ) 新株予約権の行使は新株予約権 1 単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならない、1 株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (ハ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。
- (ニ) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、（注）4（ハ）に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (ホ) 新株予約権を行行使することができる期間
上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行行使することができる期間の満了日までとする。
- (ヘ) 新株予約権の行使の条件
（注）3に準じて決定する。
- (ト) 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
「新株予約権の要項」に定める事由に該当する場合、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。
- (リ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (ヌ) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
新株予約権を行行使した新株予約権者に交付する株式の 1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

5. 平成28年 8 月15日開催の取締役会決議により、平成28年 9 月 6 日付で普通株式 1 株につき 2 株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	平成29年 2月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1
新株予約権の数（個）	80
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 8,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,622（注）2
新株予約権の行使期間	自 平成31年 3月 2日 至 平成37年 3月 1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,981.8 資本組入額 990.9
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（平成30年 3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（平成30年 5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在にかかる記載を省略しております。

- （注）1. 新株予約権発行の日（以下「割当日」という。）以降に当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、割当日以降に当社が特に有利な価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

2. 割当日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）を調整する。ただし、調整の結果 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

割当日以降に当社が特に有利な価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合は、その新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により行使価額を調整する。ただし、調整の結果 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分価額」にそれぞれ読み替えるものとする。

割当日以降に当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による 1 円未満の端数は切り上げる。）。

3. 新株予約権の行使の条件

- (イ) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役・使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りでない。
- (ロ) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。
- (ハ) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
- (ニ) 新株予約権の行使は新株予約権 1 単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならず、1 株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (ハ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。
- (ニ) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、（注）4（ハ）に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (ホ) 新株予約権を行行使することができる期間
上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行行使することができる期間の満了日までとする。
- (ヘ) 新株予約権の行使の条件
（注）3に準じて決定する。
- (ト) 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
「新株予約権の要項」に定める事由に該当する場合、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。
- (リ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (ヌ) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
新株予約権を行行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

決議年月日	平成30年 6 月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 21
新株予約権の数（個）	591
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 59,100（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	-（注）2
新株予約権の行使期間	自 平成32年 7 月 1 日 至 平成38年 6 月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 - 資本組入額 -
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

取締役会の決議時点（平成30年 6 月15日）における内容を記載しております。なお、未定事項は「-」で表記しております。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

- （注）1. 新株予約権発行の日（以下「割当日」という。）以降に当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、割当日以降に当社が特に有利な価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

2. 行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。ただし、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

割当日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

割当日以降に当社が特に有利な価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合は、その新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により行使価額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」にそれぞれ読み替えるものとする。

割当日以降に当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による１円未満の端数は切り上げる。）。

3. 新株予約権の行使の条件

- （イ）新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役・使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りでない。
- （ロ）新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。
- （ハ）新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
- （ニ）新株予約権の行使は新株予約権１単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならない、１株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- （イ）交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- （ロ）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- （ハ）新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）１に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。
- （ニ）募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）２に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、（注）４（ハ）に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- （ホ）新株予約権を行行使することができる期間
上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行行使することができる期間の満了日までとする。
- （ヘ）新株予約権の行使の条件
（注）３に準じて決定する。
- （ト）当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
「新株予約権の要項」に定める事由に該当する場合、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- （チ）譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。
- （リ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- （ヌ）新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
新株予約権を行行使した新株予約権者に交付する株式の１株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成26年 3月31日 (注) 1	77	1,280	19,250	76,125	19,250	35,125
平成27年12月31日 (注) 2	7,678,720	7,680,000	-	76,125	-	35,125
平成28年 3月13日 (注) 3	320,000	8,000,000	147,200	223,325	147,200	182,325
平成28年 3月15日 (注) 4	30,000	8,030,000	240	223,565	240	182,565
平成28年 3月29日 (注) 5	230,700	8,260,700	106,122	329,687	106,122	288,687
平成28年 4月30日 (注) 4	420,000	8,680,700	4,485	334,172	4,485	293,172
平成28年 5月16日 (注) 4	12,000	8,692,700	96	334,268	96	293,268
平成28年 9月 6日 (注) 6	8,692,700	17,385,400	-	334,268	-	293,268
平成29年 4月 1日 ~ 平成30年 3月31日 (注) 4	132,000	17,517,400	14,730	348,998	14,730	307,998

(注) 1. 有償第三者割当 77株

発行価格 500千円

資本組入額 250千円

主な割当先 ウイングル従業員持株会 (現 LITALICO従業員持株会)、玉谷祥子、宮城治男、他 3 名

2. 平成27年12月31日付で、普通株式 1 株につき6,000株の株式分割を行っております。

3. 有償一般募集 (ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,000円

引受価額 920円

資本組入額 460円

払込金総額 294,400千円

4. 新株予約権の権利行使による増加であります。

5. 有償第三者割当 (オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 1,000円

引受価額 920円

資本組入額 460円

払込金総額 212,244千円

割当先 野村證券株式会社

6. 平成28年 9月 6日付で、普通株式 1 株につき 2 株の株式分割を行っております。

(5) 【所有者別状況】

平成30年 3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （人）	-	20	22	19	45	6	2,517	2,629	-
所有株式数 （単元）	-	39,406	833	129	5,639	249	128,892	175,148	2,600
所有株式数 の割合 （％）	-	22.50	0.48	0.07	3.22	0.14	73.59	100.00	-

(6) 【大株主の状況】

平成30年 3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
長谷川 敦弥	岐阜県多治見市	5,218,000	29.79
佐藤 崇弘	東京都目黒区	2,728,000	15.57
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,734,000	9.90
穂田 誉輝	東京都渋谷区	1,704,000	9.73
LITALICO従業員持株会	東京都目黒区上目黒2丁目1-1 中目黒GTタワー15F	598,500	3.42
特定有価証券信託受託者 株式 会社SMBC信託銀行	東京都港区西新橋1丁目3-1	584,000	3.33
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	426,400	2.43
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	422,700	2.41
土田 扶門	東京都国分寺市	314,000	1.79
資産管理サービス信託銀行株式 会社 (証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟	206,800	1.18
計	-	13,936,400	79.56

(7) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成30年 3 月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式 (その他)	普通株式 17,514,800	175,148	-
単元未満株式	普通株式 2,600	-	-
発行済株式総数	普通株式 17,517,400	-	-
総株主の議決権	-	175,148	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置づけておりますが、配当政策については、企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保の充実を図るとともに、業績に応じた配当を継続的に行うことを基本方針としております。

当社は将来的に、剰余金の配当を行う方針であります。また、当社は会社法第459条第1項に基づき、期末配当は3月31日、中間配当は9月30日をそれぞれ基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定款規定を設けており、配当の決定機関は取締役会としております。

しかしながら、当社は現在成長過程にあると考えており、内部留保を図るべく、当事業年度の配当を実施しておりません。今後は、業績等を勘案しながら、株主への利益還元を検討していく所存であります。

なお、内部留保資金につきましては、今後の業容拡大に対応すべく、優秀な人材の確保及び新規拠点の開設のために投資してまいりたいと考えております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
最高(円)	-	-	3,000	4,275	2,261
最低(円)	-	-	1,780	1,042	1,450

(注) 最高・最低株価は、平成29年3月17日より東京証券取引所(市場第一部)におけるものであり、それ以前は東京証券取引所(マザーズ)におけるものです。

当社は、平成28年3月14日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

なお、平成28年8月15日開催の取締役会決議により、平成28年9月6日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年10月	11月	12月	平成30年1月	2月	3月
最高(円)	1,719	1,870	2,144	2,261	2,216	1,781
最低(円)	1,534	1,591	1,746	1,888	1,639	1,564

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものです。

5【役員の状況】

男性 7 名 女性 1 名(役員のうち女性の比率12.5%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長	-	長谷川 敦弥	昭和60年 2 月11日生	平成20年 5 月 当社入社 平成20年 9 月 当社営業部長 平成21年 8 月 当社代表取締役社長(現任) 平成22年 4 月 当社事業開発本部長 平成23年 4 月 当社発達障害児支援事業本部長 平成26年 8 月 当社事業本部長	(注) 3	5,218
取締役	新規事業開発室 長 LITALICO仕事ナ ビ事業部長	中俣 博之	昭和59年10月 3 日生	平成20年 4 月 株式会社ディー・エヌ・ エー入社 平成26年 4 月 同社ゲーム開発部部長 平成26年 7 月 当社入社 平成26年 8 月 当社社長室長 平成26年10月 当社取締役(現任) 当社経営戦略本部長 平成27年 7 月 当社インターネット事業部 長 平成28年 8 月 当社インターネット事業本 部長 平成29年 7 月 当社新規事業開発室長(現 任) 平成30年 4 月 当社LITALICO仕事ナビ事業 部長(現任)	(注) 3	152
取締役	経営企画部長	坂本 祥二	昭和60年12月 4 日生	平成21年 4 月 モルガン・スタンレー証券 株式会社(現 三菱UFJモル ガン・スタンレー証券株式 会社)入社 平成25年 9 月 カーライル・ジャパン・エ ルエルシー入社 平成27年 3 月 当社入社 当社執行役員 当社経営企画部長(現任) 平成27年10月 当社取締役(現任) 平成28年 1 月 当社経営企画本部長 平成29年12月 株式会社LITALICOライフ代 表取締役社長(現任)	(注) 3	87
取締役	事業本部長	田所 亮	昭和58年2月11日生	平成17年 4 月 楽天株式会社入社 平成23年10月 当社入社 平成24年 8 月 当社Leafプログレス事業部 長 平成24年12月 当社教育事業本部副本部長 平成25年 1 月 当社執行役員 平成25年 7 月 当社教育事業本部長 平成25年12月 当社経営戦略部長 平成26年 7 月 当社Qremo事業部長 平成27年 1 月 当社事業本部副本部長 当社WINGLE事業部長 平成29年 2 月 当社LITALICOワンダー事業 部長(現任) 平成30年 1 月 当社事業本部長(現任) 平成30年 6 月 当社取締役(現任)	(注) 3	136

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 (監査等委員)	-	宗司 ゆかり	昭和46年8月9日生	平成6年4月 出光興産株式会社入社 平成12年11月 有限会社エリカインターナショナル入社 平成16年9月 株式会社コムスン入社 平成20年1月 グッドウィル・グループ株式会社(現 テクノプロ・ホールディングス株式会社)転籍 平成22年8月 当社入社 平成24年4月 当社内部監査室長 平成25年6月 当社常勤監査役 平成29年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	-
取締役 (監査等委員)	-	平野 正雄	昭和30年8月3日生	昭和55年4月 日揮株式会社入社 昭和62年11月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク入社 平成5年7月 同社パートナー 平成10年7月 同社ディレクター・日本支社長 平成19年11月 カーライル・ジャパン・エルエルシー マネージングディレクター・日本共同代表 平成24年1月 株式会社エム・アンド・アイ 代表取締役社長(現任) 平成24年4月 早稲田大学商学大学院 教授(現任) 平成27年5月 デクセリアルズ株式会社 社外取締役(現任) 平成28年8月 株式会社口コンド 社外取締役(監査等委員)(現任) 平成29年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 (監査等委員)	-	穂田 誉輝	昭和44年 4月29日生	平成 5 年 4 月 株式会社日本合同ファイナ ンス (現 株式会社ジャフ コ) 入社 平成 8 年 4 月 株式会社ジャック (現 株 式会社カーチスホールディ ングス) 入社 平成11年 9 月 株式会社アイシーピー 代 表取締役 平成12年 5 月 株式会社カカコム 取締 役 平成13年12月 同社代表取締役社長 平成18年 6 月 同社取締役相談役 平成19年 7 月 クックパッド株式会社 取 締役 平成24年 5 月 同社代表執行役 平成26年10月 当社取締役 平成27年 7 月 株式会社みんなのウェディ ング 取締役会長 (現任) 平成27年12月 株式会社リアルワールド 社外取締役 平成28年 3 月 クックパッド株式会社 取 締役兼執行役 平成29年 1 月 同社取締役 平成29年 3 月 株式会社オウチャーノ 取締 役会長 (現任) 平成29年 4 月 株式会社トクバイ 代表取 締役 (現任) 平成29年 6 月 当社取締役 (監査等委員) (現任)	(注) 4	1,704
取締役 (監査等委員)	-	井上 雅彦	昭和40年11月22日生	平成 4 年10月 兵庫教育大学 学校教育学 部附属障害児教育実践セン ター 助手 平成11年 4 月 兵庫教育大学 学校教育学 部附属発達心理臨床研究セ ンター 助教授 平成17年 4 月 兵庫教育大学大学院 学校 教育研究科 臨床健康教育 系 准教授 平成20年 4 月 鳥取大学大学院 医学系研 究科 教授 (現任) 平成29年 7 月 当社取締役 (監査等委員) (現任)	(注) 4	-
						7,297

- (注) 1. 取締役平野正雄、穂田誉輝及び井上雅彦は社外取締役であります。
2. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。
委員長 宗司ゆかり、委員 平野正雄、委員 穂田誉輝、委員 井上雅彦
なお、宗司ゆかりは、常勤の監査等委員であります。
3. 平成30年 6月29日開催の定時株主総会終結の時から 1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する
定時株主総会の終結の時までであります。
4. 平成29年 6月20日開催の定時株主総会終結の時から 2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する
定時株主総会の終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営理念を実践する過程において、健全性を維持しながら企業価値を継続的に増大させることを主眼に、コンプライアンス及び、公正で透明性の高い経営を確保していくことがコーポレート・ガバナンスの基本であると考えております。

企業統治の体制

a. 企業統治の体制の概要

当社は、取締役会の監査・監督機能の一層の強化に加え、迅速な意思決定や機動的な業務執行を図るため、企業統治体制として監査等委員会設置会社を採用しております。

イ．取締役会

取締役会は、当社の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、株主総会の決議により授権された事項その他の法令及び定款に定められた事項を決定し、また、取締役の職務遂行の状況を監督しています。取締役会は、代表取締役1名、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名、監査等委員である取締役4名の計8名で構成され、監査等委員である取締役のうち3名が提出日現在会社法における社外取締役であります。取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催しています。

ロ．経営会議

取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要な事項を協議決定することを目的に、経営会議を設置し、迅速かつ適切な意思決定に資する体制をとっております。

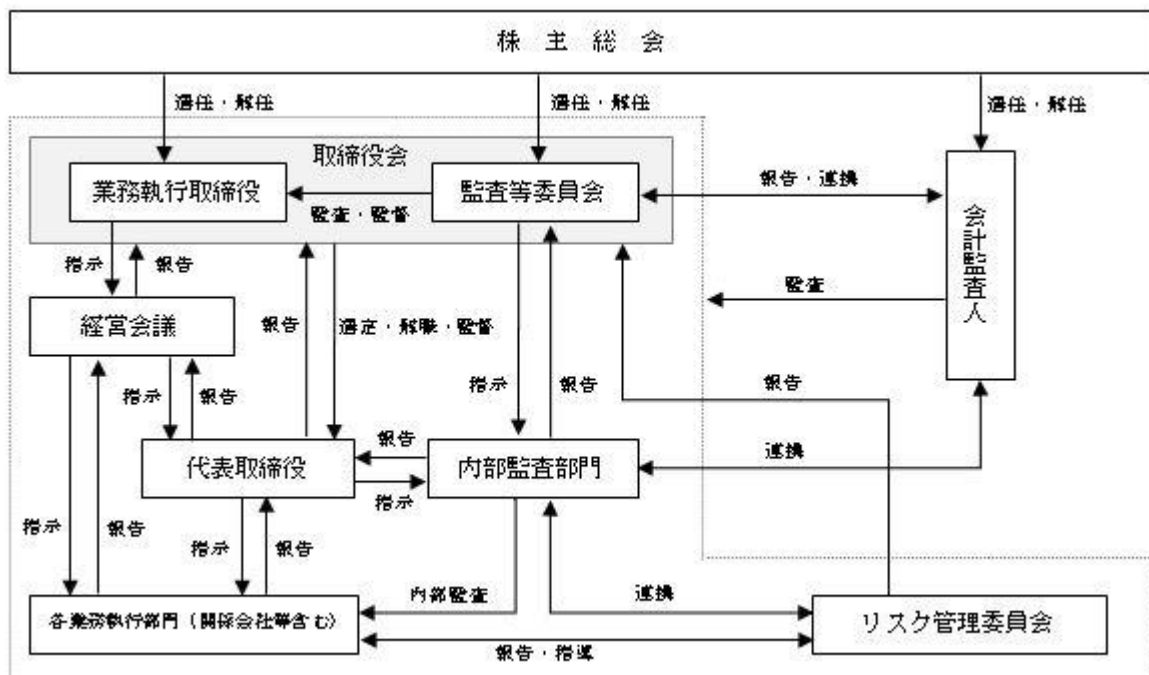
ハ．監査等委員会

監査等委員会は、取締役（常勤監査等委員）1名と社外取締役（監査等委員）3名の計4名で構成されております。監査等委員である取締役は、定時・臨時取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監査・監督するとともに、意思決定や決議、報告等の運営に関し、適正に行われているか監査・監督しております。監査等委員会は原則として3ヶ月に1回以上開催するほか、必要に応じて随時開催する予定であります。

ニ．リスク管理委員会

当社では法務部門管掌取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。

b. 会社の機関、内部統制の関係図



c. 内部統制システムの整備の状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システム基本方針」「財務報告に係る内部統制基本規程」を定める決議を行っており、本方針、本規程及び「取締役会規程」「監査等委員会規程」「内部監査規程」等に基づき内部統制システムの運用を行っております。

d. 内部監査及び監査等委員会監査等の状況

当社は、内部管理体制強化のための代表取締役社長と監査等委員会の直轄の組織として内部監査部門を設置し、当社及び当社子会社の組織、機能、遵法性に関する内部監査を実施しております。内部監査部門は、当社の定める「内部監査規程」に基づき、業務運営と財産管理の実態を調査し、監査報告として代表取締役社長及び監査等委員会に報告し、業務運営の改善に資するようになっております。

また、監査等委員会を構成する監査等委員は取締役会への出席を通じ、取締役会の意思決定の状況及び取締役会の各取締役に対する監督義務の履行状況を監視し検証しております。監査等委員会は、内部統制システムを活用した監査と、会計監査人と連携し情報共有や意見交換等を適宜行い、監査・監督の効率的実施と一層の有効化を図っております。さらに、必要に応じて重要な会議へ出席することや重要な書類等の閲覧、取締役や従業員への職務執行状況の聴取を通じて監査を実施しております。

なお、財務・会計に関する適切な知見を有している者を1名以上選任しております。

e. 会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、補助者として公認会計士6名その他6名で監査業務を実施しております。

氏名	所属する監査法人	継続監査年数
岸洋平	新日本有限責任監査法人	(注)
櫛田達也	新日本有限責任監査法人	(注)

(注) 継続監査年数については7年以内であるため、記載を省略しています。

f. 社外取締役

当社の社外取締役は3名であり、その全員が監査等委員である社外取締役であります。また、監査等委員である社外取締役を株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準について明確に定めたものではありませんが、その選任に関しては、経歴や当社との関係を踏まえるとともに、株式会社東京証券取引所の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

社外取締役平野正雄は、企業経営者、経営コンサルタント及び大学教授として豊富な知識及び経験に基づき、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する社外の第三者の視点で提言と監視を行っております。当社は同氏及び同氏が役員若しくは使用人である、又は役員若しくは使用人であった会社等との間に特別な利害関係はありません。

社外取締役稲田誉輝は、企業経営者及び投資家としての豊富な経験と高い見識に基づき、社外の第三者の視点で提言と監視を行っております。なお、同氏は当社株式を1,704,000株保有しておりますが、当社は同氏及び同氏が役員若しくは使用人である、又は役員若しくは使用人であった会社等との間に特別な利害関係はありません。

社外取締役井上雅彦は、当社の事業領域である障害福祉分野で豊富な経験と高い見識を有する大学教授であり、専門的な助言を行っております。なお、当社は同氏と平成25年11月よりアドバイザーとしての契約を締結しておりましたが、現在は契約を終了しております。当社は同氏及び同氏が役員若しくは使用人である、又は役員若しくは使用人であった会社等との間に特別な利害関係はありません。

g. リスク管理体制の状況

イ. 「リスク管理規程」を整備し、リスク管理に関して必要な事項を定め、リスクの防止及び損失の最小化を図っております。

ロ. リスク管理委員会にて、リスク管理の全社的推進とリスク管理に関する対応策、事故などが発生した場合の対応策を協議・実施し、総括的な事務は法務部門管掌取締役が担っております。

h. 子会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、経営企画部門が当社子会社の業務を総括管理し、業務運営にかかる施策を実施するとともに、当社子会社への指導や支援を実施しております。また、当社子会社に対し、経営上の重要事項を当社の経営会議又は取締役会に報告すること又は承認を諮ることを義務付けております。

役員報酬の内容

イ．提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く。)	52,800	52,800	-	-	-	3
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	6,750	6,750	-	-	-	1
監査役(社外監査役を除 く。)	2,250	2,250	-	-	-	1
社外役員	13,500	13,500	-	-	-	6

(注) 上記には、平成29年6月20日開催の第12期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役3名を含んでおります。このうち、退任監査役1名については、同株主総会終結の時をもって監査役を退任した後、新たに監査等委員に就任したため、支給額と員数については、監査役在任期間分は監査役に、監査等委員在任期間分は取締役(監査等委員)に含めて記載しております。

ロ．提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

役員の報酬については、社内規則において決定に関する方針を定めており、株主総会の決議による取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は取締役会の決議に基づいて代表取締役社長が決定し、監査等委員である取締役については、監査等委員会の協議にて決めております。なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬の決定については、社内規則に基づき代表取締役社長と監査等委員会において協議を行うこととしております。

取締役の責任免除

当社は、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的として、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる旨を定款に定めております。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となっております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限定されます。

取締役の定数

取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨を定款に定めております。

剰余金の配当時の決定機関

当社は、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。

株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

銘柄数 2 銘柄
貸借対照表計上額の合計額 11,048千円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
該当事項はありません。

ハ．保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに
当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

区分	前事業年度 (千円)	当事業年度(千円)			
	貸借対照表計上 額の合計額	貸借対照表計上 額の合計額	受取配当金の合 計額	売却損益の合計 額	評価損益の合計 額
非上場株式	-	200,000	-	-	-
上記以外の株式	-	-	-	-	-

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「評価損益の合計額」は記載しておりません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
13,000	-	18,000	-

【その他重要な報酬の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、当社の事業規模、監査日数及び業務の特性等を勘案して、当社及び監査公認会計士等の両者で協議のうえ報酬額を決定しております。

第 5 【経理の状況】

1 . 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2 . 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 . 連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

4 . 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等について迅速に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、財務・会計専門情報誌の定期購読や監査法人等が主催するセミナーへ積極的に参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年 3 月31日)	当事業年度 (平成30年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	627,682	793,223
売掛金	1,357,559	1,685,172
たな卸資産	1 4,932	1 3,679
前渡金	10,737	4,992
前払費用	108,778	128,558
繰延税金資産	12,029	14,692
未収入金	48,970	25,432
その他	2,155	8,289
貸倒引当金	1,072	1,048
流動資産合計	2,171,773	2,662,991
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	2 1,011,926	2 1,422,905
工具、器具及び備品	2 729,164	2 1,018,045
減価償却累計額	387,911	595,533
有形固定資産合計	1,353,179	1,845,417
無形固定資産		
ソフトウェア	97,037	166,702
ソフトウェア仮勘定	-	37,742
無形固定資産合計	97,037	204,444
投資その他の資産		
投資有価証券	11,667	211,048
出資金	20	-
関係会社株式	-	10,000
長期前払費用	60,451	90,833
従業員に対する長期貸付金	321	133
敷金及び保証金	405,386	448,394
繰延税金資産	44,404	54,344
投資その他の資産合計	522,252	814,755
固定資産合計	1,972,469	2,864,618
資産合計	4,144,242	5,527,610

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	-	100,000
1年内返済予定の長期借入金	361,159	545,150
リース債務	25,875	26,713
未払金	346,239	285,325
未払費用	409,014	522,554
未払法人税等	126,817	159,052
預り金	114,415	160,220
前受収益	1,664	2,660
その他	42,335	13,639
流動負債合計	1,427,522	1,815,316
固定負債		
長期借入金	899,937	1,396,067
リース債務	24,596	42,084
長期末払金	53,350	2,495
固定負債合計	977,884	1,440,647
負債合計	2,405,406	3,255,963
純資産の部		
株主資本		
資本金	334,268	348,998
資本剰余金		
資本準備金	293,268	307,998
資本剰余金合計	293,268	307,998
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,108,371	1,608,731
利益剰余金合計	1,108,371	1,608,731
株主資本合計	1,735,907	2,265,727
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	618	189
評価・換算差額等合計	618	189
新株予約権	2,310	5,730
純資産合計	1,738,835	2,271,646
負債純資産合計	4,144,242	5,527,610

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
売上高	8,729,693	10,386,196
売上原価	5,383,453	6,524,429
売上総利益	3,346,240	3,861,767
販売費及び一般管理費	¹ 2,676,296	¹ 3,114,250
営業利益	669,943	747,517
営業外収益		
受取利息	15	10
受取配当金	2	-
助成金収入	15,553	34,995
補助金収入	-	5,000
その他	4,613	5,137
営業外収益合計	20,185	45,143
営業外費用		
支払利息	13,615	11,758
支払手数料	4,536	1,463
解約違約金	20,721	1,040
その他	363	1,216
営業外費用合計	39,237	15,478
経常利益	650,891	777,182
特別利益		
新株予約権戻入益	-	510
特別利益合計	-	510
特別損失		
固定資産除却損	² 36,856	² 54,843
減損損失	³ 5,797	-
特別損失合計	42,653	54,843
税引前当期純利益	608,237	722,849
法人税、住民税及び事業税	192,758	234,902
法人税等調整額	3,615	12,413
法人税等合計	189,142	222,489
当期純利益	419,095	500,360

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
材料費		-	-	307	0.0
人件費		4,139,836	76.9	5,016,082	76.9
経費					
地代家賃		557,618		655,469	
減価償却費		136,562		198,169	
消耗品費		105,331		140,007	
リース料		100,280		101,361	
旅費交通費		62,441		79,593	
その他		281,382		333,437	
小 計		1,243,617	23.1	1,508,039	23.1
売上原価		5,383,453	100.0	6,524,429	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	329,687	288,687	288,687	689,275	689,275	1,307,649
当期変動額						
新株の発行	4,581	4,581	4,581			9,162
当期純利益				419,095	419,095	419,095
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	4,581	4,581	4,581	419,095	419,095	428,257
当期末残高	334,268	293,268	293,268	1,108,371	1,108,371	1,735,907

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	653	653	-	1,308,303
当期変動額				
新株の発行				9,162
当期純利益				419,095
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	35	35	2,310	2,275
当期変動額合計	35	35	2,310	430,532
当期末残高	618	618	2,310	1,738,835

当事業年度（自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	334,268	293,268	293,268	1,108,371	1,108,371	1,735,907
当期変動額						
新株の発行	14,730	14,730	14,730			29,460
当期純利益				500,360	500,360	500,360
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	14,730	14,730	14,730	500,360	500,360	529,820
当期末残高	348,998	307,998	307,998	1,608,731	1,608,731	2,265,727

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	618	618	2,310	1,738,835
当期変動額				
新株の発行				29,460
当期純利益				500,360
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	429	429	3,419	2,990
当期変動額合計	429	429	3,419	532,810
当期末残高	189	189	5,730	2,271,646

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	608,237	722,849
減価償却費	213,627	303,886
貸倒引当金の増減額（ は減少）	2,021	24
受取利息及び受取配当金	17	10
支払利息	13,615	11,758
固定資産除却損	36,856	54,843
減損損失	5,797	-
売上債権の増減額（ は増加）	183,079	327,613
未払金の増減額（ は減少）	62,774	65,765
未払費用の増減額（ は減少）	55,808	113,564
その他	21,173	66,124
小計	707,222	879,612
利息及び配当金の受取額	17	10
利息の支払額	13,374	11,668
法人税等の支払額	253,096	239,899
新ブランド切替費用の支払額	19,440	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	421,328	628,055
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	-	200,000
有形固定資産の取得による支出	689,427	801,060
無形固定資産の取得による支出	65,927	57,499
関係会社株式の取得による支出	-	10,000
敷金の差入による支出	91,696	63,286
その他	53,587	16,095
投資活動によるキャッシュ・フロー	900,638	1,147,943
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	300,000	100,000
長期借入れによる収入	900,000	1,200,000
長期借入金の返済による支出	354,418	519,879
リース債務の返済による支出	30,547	34,306
長期末払金の返済による支出	98,818	89,846
ストックオプションの行使による収入	9,162	29,460
財務活動によるキャッシュ・フロー	125,377	685,428
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	353,932	165,540
現金及び現金同等物の期首残高	981,615	627,682
現金及び現金同等物の期末残高	1 627,682	1 793,223

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法を採用しております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～15年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジによっております。

なお、特例処理の適用要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動の比率によって有効性を評価しております。なお、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金及び随時引き出しが可能な預金からなっております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

平成34年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

(貸借対照表関係)

1 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
貯蔵品	4,932千円	3,679千円
計	4,932	3,679

2 固定資産の取得価額から直接控除した圧縮記帳額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
建物附属設備	6,430千円	6,430千円
工具、器具及び備品	2,487	2,487
計	8,918	8,918

3 当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。
当事業年度における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
当座貸越極度額	600,000千円	600,000千円
借入実行額	-	100,000
計	600,000	500,000

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度6.9%、当事業年度6.3%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度93.1%、当事業年度93.7%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
人件費	1,267,267千円	1,505,579千円
租税公課	240,513	287,293
減価償却費	59,610	75,111
業務委託費	113,509	120,058
採用費	166,771	208,317
旅費及び交通費	124,942	160,466
広告宣伝費	183,859	197,392

- 2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
建物附属設備	21,447千円	47,623千円
工具、器具及び備品	8,191	7,220
ソフトウェア	7,216	-
計	36,856	54,843

3 減損損失

前事業年度(自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所
LITALICOジュニア事業(注)	学習教室設備(ソフトウェア)	東京都目黒区

減損損失の認識に至った経緯

LITALICOジュニア事業において、将来の使用見込みがなくなったことから除却の意思決定を行い、回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失として認識しております。

減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳は、以下のとおりであります。

種類	金額(千円)
ソフトウェア	5,797
合計	5,797

資産のグルーピング

減損会計の適用に当たっては、原則として事業の種類別セグメントを基礎とした各拠点単位のグルーピングを行っております。なお、遊休資産については個々の物件をグルーピングの最小単位としております。

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額については、転用不能な資産について市場で売却が見込めないため、零としております。

当事業年度(自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	8,260,700	9,124,700	-	17,385,400
合計	8,260,700	9,124,700	-	17,385,400
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注) 普通株式の株式数の増加9,124,700株は、株式分割による増加8,260,700株、新株予約権の行使による増加864,000株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	2,310
合計		-	-	-	-	2,310

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	17,385,400	132,000		17,517,400
合計	17,385,400	132,000		17,517,400
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

（注）普通株式の株式数の増加132,000株は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	5,730
合計		-	-	-	-	5,730

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)
現金及び預金	627,682千円	793,223千円
現金及び現金同等物	627,682	793,223

2 重要な非資金取引の内容

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	前事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)
ファイナンス・リース取引に係る資産及び 債務の額	- 千円	52,633千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

無形固定資産

主として、LITALICOワークス事業で使用するソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、LITALICOワークス事業及びLITALICOジュニア事業における拠点設備等(工具、器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位: 千円)

	前事業年度 (平成29年 3 月31日)	当事業年度 (平成30年 3 月31日)
1 年内	116,711	59,720
1 年超	59,720	-
合計	176,431	59,720

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主に新規拠点の開設計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余剰資金については、預金等の安全性の高い金融商品で運用しております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、主として顧客等の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に純投資を目的とした株式であり、発行体の信用リスク及び市場価額の変動リスクに晒されております。敷金及び保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金及びリース債務は、主として開設計画に照らして、必要な設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。支払金利の変動リスクを抑制するために、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。デリバティブ取引は、前述の借入金の金利変動リスクを回避する目的の金利スワップ取引であり、ヘッジ会計を適用しております。詳細に関しましては、重要な会計方針「6. ヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、担当部署が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

当社は支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。デリバティブ取引の執行・管理については、金融商品の運用規定に従い、担当部署が決裁者の承認を得て行うこととしております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価額に基づく価額のほか、市場価額が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

前事業年度（平成29年３月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)現金及び預金	627,682	627,682	-
(2)売掛金	1,357,559	1,357,559	-
(3)敷金及び保証金	405,386	385,243	20,143
資産計	2,390,627	2,370,484	20,143
(1)短期借入金	-	-	-
(2)未払金	346,239	346,699	459
(3)未払法人税等	126,817	126,817	-
(4)長期借入金(*)	1,261,096	1,263,284	2,188
(5)リース債務(*)	50,471	50,766	294
(6)長期未払金	53,350	53,623	272
負債計	1,837,975	1,841,191	3,215
デリバティブ取引	-	-	-

(*)上表の金額には、一年以内に返済予定のものを含めて記載しております。

当事業年度（平成30年３月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)現金及び預金	793,223	793,223	-
(2)売掛金	1,685,172	1,685,172	-
(3)敷金及び保証金	448,394	430,846	17,547
資産計	2,926,790	2,909,242	17,547
(1)短期借入金	100,000	100,000	-
(2)未払金	285,325	285,327	2
(3)未払法人税等	159,052	159,052	-
(4)長期借入金(*)	1,941,217	1,943,553	2,336
(5)リース債務(*)	68,798	69,876	1,078
(6)長期未払金	2,495	2,495	0
負債計	2,556,888	2,560,305	3,416
デリバティブ取引	-	-	-

(*)上表の金額には、一年以内に返済予定のものを含めて記載しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、受取見込み額について適正な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1)短期借入金、(3)未払法人税等

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)未払金、(4)長期借入金、(5)リース債務、(6)長期未払金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入、又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、ヘッジ会計を適用し金利スワップの特例処理を行っているものは、長期借入金と金利スワップを一体として取り扱い、借入金の時価を算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
非上場株式	11,667	211,048
関係会社株式	-	10,000

上記については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成29年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金(*)	627,395	-	-	-
売掛金	1,357,559	-	-	-
敷金及び保証金	750	-	-	404,636
合計	1,985,704	-	-	404,636

(*)「現金及び預金」には、現金286千円が含まれておりません。これは、現金は貨幣であり金銭債権ではないためであります。

当事業年度(平成30年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金(*)	793,028	-	-	-
売掛金	1,685,172	-	-	-
敷金及び保証金	2,461	-	-	445,933
合計	2,480,662	-	-	445,933

(*)「現金及び預金」には、現金194千円が含まれておりません。これは、現金は貨幣であり金銭債権ではないためであります。

４．長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
前事業年度（平成29年３月31日）

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
長期借入金（*）	361,159	331,102	272,695	165,468	105,468	25,204
リース債務（*）	25,875	21,982	2,260	352	-	-
長期未払金（*）	89,846	50,855	2,495	-	-	-
合計	476,880	403,940	277,451	165,820	105,468	25,204

（*）返済予定額には、一年以内に返済予定のものを含めております。

当事業年度（平成30年３月31日）

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
短期借入金	100,000	-	-	-	-	-
長期借入金（*）	545,150	486,743	405,516	362,376	141,432	-
リース債務（*）	26,713	10,600	9,123	8,869	8,969	4,522
長期未払金（*）	50,855	2,495	-	-	-	-
合計	722,719	499,838	414,639	371,245	150,401	4,522

（*）返済予定額には、一年以内に返済予定のものを含めております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成30年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額10,000千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(平成29年3月31日)

非上場株式(貸借対照表計上額11,667千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成30年3月31日)

非上場株式(貸借対照表計上額211,048千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前事業年度(平成29年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの特例 処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	227,981	141,973	(注)
合計			227,981	141,973	-

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当事業年度(平成30年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの特例 処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	89,973	29,965	(注)
合計			89,973	29,965	-

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位: 千円)

	前事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)
販売費及び一般管理費	2,310	3,929

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位: 千円)

	前事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)
新株予約権戻入益	-	510

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成26年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション	平成28年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1 名	当社取締役 2 名	当社取締役 1 名	当社従業員 5 名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 24,000株	普通株式 168,000株	普通株式 264,000株	普通株式 48,000株
付与日	平成26年 3 月31日	平成27年 3 月31日	平成27年 9 月30日	平成28年 7 月31日
権利確定条件	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成28年 4 月 1 日 至平成32年 3 月31日	自平成29年 4 月 1 日 至平成35年 3 月31日	自平成29年10月 1 日 至平成36年 9 月30日	自平成30年 8 月 1 日 至平成36年 7 月31日

	平成29年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1 名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 8,000株
付与日	平成29年 3 月 1 日
権利確定条件	(注2)
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成31年 3 月 2 日 至平成37年 3 月 1 日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、平成27年12月31日付の株式分割(1株につき6,000株の割合)及び平成28年 9 月 6 日付の株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 権利行使時においても、当社の取締役・使用人の地位にあることを要することとしております。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りではない旨を定めております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成30年3月期）において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

Stock・オプションの数

	平成26年 Stock・オプション	平成27年 Stock・オプション	平成27年 Stock・オプション	平成28年 Stock・オプション
権利確定前（株）				
前事業年度末	-	168,000	264,000	48,000
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	8,000
権利確定	-	168,000	264,000	-
未確定残	-	-	-	40,000
権利確定後（株）				
前事業年度末	24,000	-	-	-
権利確定	-	168,000	264,000	-
権利行使	24,000	72,000	36,000	-
失効	-	-	-	-
未行使残	-	96,000	228,000	-

	平成29年 Stock・オプション
権利確定前（株）	
前事業年度末	8,000
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	8,000
権利確定後（株）	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

（注）株式数に換算して記載しております。なお、平成27年12月31日付の株式分割（1株につき6,000株の割合）及び平成28年9月6日付の株式分割（1株につき2株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	平成26年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション	平成28年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	41	250	291	1,387
行使時平均株価 (円)	1,637	1,765	1,826	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	-	-	-	-

	平成29年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,622
行使時平均株価 (円)	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	-

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成27年12月31日付の株式分割(1株につき6,000株の割合)及び平成28年9月6日付の株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

4. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

6. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額

489,352千円

当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額

202,680千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年 3 月31日)	当事業年度 (平成30年 3 月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	9,414千円	11,425千円
未払事業所税	2,615	3,267
減価償却超過額	4,105	4,632
繰延消費税	13,071	20,302
減損損失	1,976	1,144
商標権	11,542	10,127
敷金償却否認額	10,106	14,272
貸倒引当金繰入超過額	328	321
投資有価証券評価損	1,531	1,531
その他	2,014	2,096
繰延税金資産計	56,707	69,120
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	272	83
繰延税金負債計	272	83
繰延税金資産の純額	56,434	69,037

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度 (平成29年 3 月31日)	当事業年度 (平成30年 3 月31日)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)

当社は本社及び各拠点の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)

当社は本社及び各拠点の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。当社は、本社にサービス別の事業部を置き、各事業部はサービスについて国内の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は事業部を基礎としたサービス別セグメントから構成されており、「LITALICOワークス事業」、「LITALICOジュニア事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属するサービスの種類

LITALICOワークス事業は、就労を目指す障害者を対象にコミュニケーション訓練、PCスキル向上、現場実習等の職業訓練を実施し、希望職種のマッチング、応募先企業の選定、模擬面接等の面接訓練、さらに就労後の職場定着まで一貫した支援を実施する事業です。LITALICOジュニア事業は、発達障害の子どもを中心とした未就学児・小学生・中高生を対象とした、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、学習教室事業の3つの事業から構成されています。児童一人ひとりの発達段階に沿った指導計画を用い、日常生活における基本的な動作の指導や、集団生活への適応訓練、基礎的な力となる読み書き等の支援を実施する事業です。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一です。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前事業年度（自 平成28年４月１日 至 平成29年３月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他 （注）	合計
	LITALICO ワークス事業	LITALICO ジュニア事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	4,310,832	3,987,288	8,298,121	431,572	8,729,693
セグメント利益又は損失（ ）	1,457,135	848,073	2,305,209	173,548	2,131,661
セグメント資産	1,545,251	1,367,889	2,913,140	133,363	3,046,504
その他の項目					
減価償却費	68,830	89,899	158,730	14,583	173,314
特別損失					
（減損損失）	-	5,797	5,797	-	5,797
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額	416,547	280,569	697,116	27,097	724,214

（注）「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、LITALICOワンダー事業、インターネット事業を含んでおります。

当事業年度（自 平成29年４月１日 至 平成30年３月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他 （注）	合計
	LITALICO ワークス事業	LITALICO ジュニア事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	4,957,760	4,781,551	9,739,311	646,884	10,386,196
セグメント利益又は損失（ ）	1,606,876	992,035	2,598,912	185,204	2,413,707
セグメント資産	1,793,678	1,877,941	3,671,620	220,111	3,891,731
その他の項目					
減価償却費	92,631	135,850	228,481	20,297	248,778
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額	215,132	479,834	694,967	57,537	752,504

（注）「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、LITALICOワンダー事業、LITALICO発達ナビ事業、LITALICO仕事ナビ事業、Conobie事業を含んでおります。

４．報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）
（単位：千円）

売上高	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	8,298,121	9,739,311
「その他」の区分の売上高	431,572	646,884
セグメント間取引消去	-	-
財務諸表の売上高	8,729,693	10,386,196

（単位：千円）

利益又は損失（ ）	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	2,305,209	2,598,912
「その他」の区分の利益	173,548	185,204
セグメント間取引消去	-	-
全社費用（注）	1,461,717	1,666,190
財務諸表の営業利益	669,943	747,517

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

（単位：千円）

資産	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	2,913,140	3,671,620
「その他」の区分の資産	133,363	220,111
全社資産（注）	1,097,738	1,635,878
財務諸表の資産合計	4,144,242	5,527,610

（注）全社資産は、報告セグメントに帰属しない本社の現金及び預金等であります。

（単位：千円）

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		財務諸表計上額	
	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度
減価償却費	158,730	228,481	14,583	20,297	40,312	55,107	213,627	303,886
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	697,116	694,967	27,097	57,537	34,356	175,266	758,570	927,770

（注）有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に本社の設備投資額であります。

【関連情報】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外の所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
神奈川県国民健康保険団体連合会	1,519,537	LITALICOワークス事業及びLITALICOジュニア事業
東京都国民健康保険団体連合会	1,480,911	LITALICOワークス事業及びLITALICOジュニア事業

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外の所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
神奈川県国民健康保険団体連合会	1,991,107	LITALICOワークス事業及びLITALICOジュニア事業
東京都国民健康保険団体連合会	1,749,406	LITALICOワークス事業及びLITALICOジュニア事業
大阪府国民健康保険団体連合会	1,118,535	LITALICOワークス事業及びLITALICOジュニア事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	LITALICO ワークス事業	LITALICO ジュニア事業	計			
減損損失	-	5,797	5,797	-	-	5,797

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	坂本祥二	-	-	当社取締役	（被所有） 直接 0.50	-	新株予約権の権利行使(注)	10,476	-	-

（注）平成27年9月30日に開催の臨時株主総会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)
1 株当たり純資産	100.02円	129.35円
1 株当たり当期純利益	24.17円	28.67円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	23.61円	28.14円

(注) 1 . 当社は、平成28年 9 月 6 日付で株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産、1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益を算定しております。

2 . 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)
1 株当たり当期純利益		
当期純利益 (千円)	419,095	500,360
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (千円)	419,095	500,360
期中平均株式数 (株)	17,337,695	17,451,252
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益		
当期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数 (株)	414,914	332,349
(うち新株予約権 (株))	(414,914)	(332,349)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

当社は、平成30年 6 月15日開催の取締役会において、平成30年 6 月30日付で当社の従業員に対して、ストック・オプションとしての新株予約権の割当てを行うことを決議いたしました。

なお、詳細につきましては「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	1,011,926	476,273	65,295	1,422,905	247,145	94,192	1,175,759
工具、器具及び備品	729,164	308,545	19,663	1,018,045	348,387	143,544	669,658
建設仮勘定	-	110,369	110,369	-	-	-	-
有形固定資産計	1,741,091	895,188	195,328	2,440,950	595,533	237,737	1,845,417
無形固定資産							
のれん	12,000	-	12,000	-	-	-	-
ソフトウェア	229,082	105,209	7,448	326,843	160,140	35,544	166,702
ソフトウェア仮勘定	-	66,985	29,243	37,742	-	-	37,742
無形固定資産計	241,082	172,195	48,692	364,585	160,140	35,544	204,444
投資その他の資産							
長期前払費用	64,295	42,206	7,505	98,996	8,162	8,755	90,833

- (注) 1. 有形固定資産の増加額のうち主なものは、新規拠点開設及び本社増床対応による建物附属設備の317,249千円、工具、器具及び備品の170,810千円であります。
2. 有形固定資産の減少額のうち主なものは、既存拠点の改装・移転及び本社増床時に廃棄した建物附属設備の65,111千円、工具、器具及び備品の7,392千円であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	100,000	0.4	-
1年以内に返済予定の長期借入金	361,159	545,150	0.5	-
1年以内に返済予定のリース債務	25,875	26,713	1.2	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	899,937	1,396,067	0.4	平成31年～平成35年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	24,596	42,084	1.1	平成31年～平成35年
其他有利子負債 未払金及び長期未払金	143,197	53,350	1.9	平成30年～平成31年
合計	1,454,764	2,163,366	-	-

- (注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 長期借入金及びリース債務及び其他有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	486,743	405,516	362,376	141,432	-
リース債務	10,600	9,123	8,869	8,969	4,522
其他有利子負債	2,495	-	-	-	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,072	2,193	2,217	-	1,048

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当事業年度の費用の負担に属する金額を費用に計上する方法を採用しているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	194
預金	
普通預金	793,028
合計	793,223

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
神奈川県国民健康保険団体連合会	361,246
東京都国民健康保険団体連合会	308,270
大阪府国民健康保険団体連合会	199,570
埼玉県国民健康保険団体連合会	132,529
愛知県国民健康保険団体連合会	106,316
その他	577,239
合計	1,685,172

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 （千円）	当期発生高 （千円）	当期回収高 （千円）	当期末残高 （千円）	回収率（％）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \times \frac{365}{(B)}$
1,357,559	10,386,196	10,058,583	1,685,172	85.7	53.5

（注） 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ．たな卸資産

品目	金額（千円）
貯蔵品	3,679
合計	3,679

固定資産
敷金及び保証金

区分	金額（千円）
中目黒GTタワー（東京本社）	84,642
ホルツ細川（LITALICOワンダー渋谷）	13,172
第2金子ビル （LITALICOジュニア大宮教室 学習教室事業）	6,341
第2金子ビル （LITALICOジュニア大宮教室 児童発達支援事業）	6,322
東伸24ビル（LITALICOワークス横浜西口）	6,185
その他	331,730
合計	448,394

流動負債
イ．未払金

相手先	金額（千円）
(株)乃村工藝社	24,283
(株)オフィス空間	21,562
(株)ゼロイン	13,048
リコージャパン(株)	12,621
その他	213,809
合計	285,325

ロ．未払費用

区分	金額（千円）
従業員給与	422,510
社会保険料	77,753
労働局保険料	10,545
その他	11,745
合計	522,554

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当事業年度
売上高 (千円)	2,438,113	5,022,608	7,698,350	10,386,196
税引前四半期 (当期) 純利益 (千円)	190,281	343,680	589,739	722,849
四半期 (当期) 純利益 (千円)	131,331	237,176	406,957	500,360
1 株当たり四半期 (当期) 純利益 (円)	7.55	13.62	23.35	28.67

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益 (円)	7.55	6.07	9.72	5.33

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内
基準日	毎年 3 月31日
剰余金の配当の基準日	毎年 9 月30日 毎年 3 月31日
1 単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	-
株主名簿管理人	-
取次所	-
買取手数料	-
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.litalico.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の 7 第 1 項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第12期）（自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日）平成29年 6 月23日 関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成29年 6 月23日 関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

（第13期第 1 四半期）（自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 6 月30日）平成29年 8 月14日 関東財務局長に提出。

（第13期第 2 四半期）（自 平成29年 7 月 1 日 至 平成29年 9 月30日）平成29年11月13日 関東財務局長に提出。

（第13期第 3 四半期）（自 平成29年10月 1 日 至 平成29年12月31日）平成30年 2 月14日 関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

平成29年 6 月21日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成30年 6 月29日

株式会社LITALICO

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岸 洋平 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫛田 達也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社LITALICOの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社LITALICOの平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。